

令和 2 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 2 (2020) 年 7 月
東北生活文化大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	42
基準 4. 教員・職員	59
基準 5. 経営・管理と財務	66
基準 6. 内部質保証	75
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	78
基準 A. 地域貢献および連携	78
V. 特記事項	86
VI. 法令等の遵守状況一覧	87
VII. エビデンス集一覧	96
エビデンス集（データ編）一覧	96
エビデンス集（資料編）一覧	96

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

東北生活文化大学（以下「本学」という。）は、昭和 33(1958)年、東北地区における女子教育の最高学府を謳い、家政学科 1 学科で三島学園女子大学家政学部として発足した。この創設時に、建学の精神を「高い知識と技倆を修め、常に文化創造に寄与する清く、正しく、健全な人間の育成」としている。

本学は、明治 36 (1903) 年に「実学教育」が「東北文化の発展に通じる」という理念のもとに創設された東北女子職業学校の流れを受けて、第二次世界大戦後の学制改革時に設置された三島学園女子短期大学の教育研究体制を基盤に設立された。昭和 40(1965)年には、文化都市仙台にとって芸術系の教育も必要であるということから生活美術学科を増設した。そして、昭和 62 (1987) 年に男女共学制を取り入れ、東北生活文化大学と改称して現在に至っている。

このように、本学の教育研究は、東北女子職業学校の被服学を教育の中心とした「実学教育」から始まり、平成 15 (2003) 年度に家政学部家政学科に「家政学専攻」と「健康栄養学専攻」を設置した。平成 19 (2007) 年度から「家政学専攻」を「服飾文化専攻」と改称した。平成 31 (2019) 年度にそれまでの「生活美術学科」がスクラップ・アンド・ビルドにより、新たに「美術学部美術表現学科」が開設され、二学部編成された。この編成により生活と美の融合を目指した本学の基本姿勢が明確になった。すなわち「高い知識と技倆を修め、常に文化創造に寄与する清く、正しく、健全な人間の育成」という建学の精神に基づいて「美しい人間生活の在り方を総合的見地から科学的に考え、解決していくことのできる確かな実践力を備える人材の教育に当る」ことを教育の基本理念としており、建学の精神は、この 120 年にわたってゆるぎなく堅持されている。

平成 24 (2012) 年度には、「自己点検報告書」作成により、本学に脈々と流れている建学の精神を再確認し、平成 27 (2015) 年度より本学の全ての建物に「建学の精神」を掲額し、学生・教職員および訪問者に明示している。さらに、本学のホームページに掲載している。



建学の精神

＜本学の校訓＞

東北女子職業学校の創設以来、三島学園（以下、「本学園」という。）には、“励み、謹み、慈み”という 120 年にわたる歴史を支えてきた校訓があり、「生徒一人ひとりの心に迫る学校づくりで、調和のとれた、愛情豊かで、実践力のある人を育てます」と謳っている。この校訓は、創設者の教えとして、第二次世界大戦後、後裔の佐藤允理事長が語句を整えたものであるが、本学園の歴史を通じての校訓であり、現在の校歌にも謳われ、また本学園キャンパス内の石碑にも刻まれて、全ての在学学生・卒業生に周知され、大学、短期大学部、高等学校を通じて守られてきている。

＜本学の使命・目的＞

上記の建学の精神を踏まえ、本学の使命・目的を、学則第 1 条に、本学は「三島学園建学の精神に基づいて、我が国の生活文化の向上を図るため、学術の中心として、幅広い教養を授けるとともに、深く生活と文化に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させ、社会に貢献する人間性豊かな人材を育成することを目的とし、使命とする」と掲げている。

＜本学の個性・特色＞

本学は、建学の精神を柱に「我が国の生活文化の向上を図る」という使命・目的を達成すべく教学の歴史を重ねてきた。本学の個性・特色は、その歴史の中で培われてきたもので、「実践的教育の展開」、「少人数教育の重視」および「生活と美の融合」に集約される。すなわち、各学科の専門分野はいずれも実践的教育を必要とする領域であり、教育課程に実験・演習・実習を多く取り入れ、社会の変化に応じてその内容の見直しと刷新とに努めてきた。このような実験・演習・実習の多い教育課程の特徴を、より効果的なものとするのが、少人数教育を重視する結果に繋がり、建学の精神に依拠した本学の伝統や校風にも共通する個性となっている。

これらの教育上の趣旨と特徴を活かしつつ、平成 15（2003）年度に開設した健康栄養学専攻では栄養士および管理栄養士を養成し、地域の食文化と食生活の向上を担う人材の育成を進めている。平成 19（2007）年に家政学科「家政学専攻」から名称変更した家政学科「服飾文化専攻」では、服飾産業で求められている知識と技術の修得を中心にした実学教育を進めている。さらに平成 30（2018）年度には、3 年次から「服飾ビジネスコース」と「服飾生活コース」に分かれた 2 コース制を定め、令和 2（2020）年度 3 年次から実施されている。

また、日常生活に密着した家政学分野の実学教育と並行して、感性を養う美術教育は新しい文化の創造・発展に貢献するものである。昭和 40（1965）年に家政学部の中に生活美術学科を増設して以来、生活と美の融合を目指して、絵画、彫刻、工芸、デザイン・美術理論領域の教育研究を行ってきた。平成 31（2019）年度には美術学部美術表現学科を開設し、これらの領域に加えて、映像、アニメーション、漫画にも対応できる教育環境を備えている。そして、宮城県で唯一の美術学部として、専門性の高い美術教育・研究が行われ、地域の美術・芸術の一層の普及と発展に中心的役割が期待されている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

東北生活文化大学の歴史は、明治 33（1900）年、岩手県江刺郡米里村（現 岩手県奥州市江刺区米里）出身で東京法学院及び明治法律学校を卒業した三島駒治が、東北地方における法律学普及のための教育機関として夜間開講の東北法律学校を設立し、続いて 3 年後の明治 36（1903）年、東京裁縫女学校及び和洋裁縫女学校洋裁科を卒業した妻よしを設立者として昼間制の東北女子職業学校を開学した時に始まる。この東北法律学校の設立趣意書には「国運の進捗と人文の発達に伴って、法律思想の普及のための教育機関が重要なのに、東北地方が特に遅れている。そこで東北法律学校を創設し、東北文化の開発に寄与したい」と述べられていた。また、東北女子職業学校の設立は「女子青年を対象とした実学教育の必要性を痛感した」ためであるとされている。いずれも、東北地方が時運に遅れをとることに強い危惧の念を抱き、東北文化の発展には「教育」が重要であるという信念に基づいた三島夫妻の「教育」への情熱が、本学園の開学を導いた。その後、女子職業学校の生徒が増加する一方で、法律学校は、幾多の優れた人材を世に送りながらも、大正 11（1922）年、東北帝国大学に法文学部が設置されたのを契機に廃校となった。

第二次世界大戦後、学校制度が大きく改革され、昭和 23（1948）年に三島学園女子高等学校が設立された。これに伴い東北女子実業学校（昭和 19（1944）年に東北女子職業学校から改称）は廃止された。

昭和 22（1947）年に旧制度の下、三島学園女子専門学校（被服科）が創設されたが、新制度では専門学校は存続できなくなった。そのため、短期大学制度の制定に伴って同専門学校を母体にして、昭和 26（1951）年に三島学園女子短期大学（被服科はのちに家政科と改称）が設立された。

昭和 30（1955）年に三島夫妻の遺志であった三島学園女子短期大学附属ますみ幼稚園が仙台市向山地区に開設された。

この三島学園女子短期大学の教育研究体制を基盤に、昭和 33（1958）年、三島学園女子大学が家政学部家政学科の 1 学科編成で、東北地区における女子教育の最高学府を謳って新設された。昭和 40（1965）年には、「理科教育振興法」を背景に女子の理科教員養成を主目的とした「生活理学科」と、東北地方に美術系の大学が少なく、文化都市仙台にとって美術教育を目的とする大学が必要であるとのことから、「生活美術学科」の二つの学科が増設された。その後、昭和 51（1976）年に生活理学科は廃止となり、三島学園女子大学は「家政学科」と「生活美術学科」の 2 学科の編成になった。その後、女性の社会参加の促進、固定的な性別役割分業の見直しなどの議論がなされるようになったことを背景に、家庭生活を中心とした人間生活の研究、向上を目的とする家政学を男子も積極的に学ぶべきであるとの立場から、昭和 62（1987）年に私立大学の家政学系ではいち早く男女共学制を取り入れ、「東北生活文化大学」と改称した。平成 15（2003）年には家政学科に「家政学専攻」と「健康栄養学専攻」を設置し、栄養士と管理栄養士の養成施設として厚生労働省の認可を得た。さらに、平成 19（2007）年には家政学科「家政学専攻」を家政学科「服飾文化専攻」に改称した。そして、平成 31（2019）年に「美術学部美術表現学科」が開設され、宮城県で唯一の美術の専門的な高等教育機関が誕生するに至った。

なお現在、三島学園は東北生活文化大学、東北生活文化大学短期大学部、東北生活文化大学高等学校、東北生活文化大学短期大学部附属ますみ幼稚園及びますみ保育園の四つの教育機関並びに一つの児童福祉機関を擁する総合学園として発展しており、大学は併設の機関との連携を密にして運営されている。

<沿革>

明治 33(1900)年	10 月	東北法律学校を創設
明治 36(1903)年	10 月	東北女子職業学校を創設
大正 2(1913)年	9 月	東三番町より清水小路へ校舎を移転
大正 11(1922)年	3 月	東北法律学校を廃止
大正 15(1926)年	3 月	東北女子職業学校に高等師範科を設置
昭和 19(1944)年	4 月	東北女子職業学校を東北女子実業学校に改称
昭和 22(1947)年	3 月	三島学園女子専門学校を設立
昭和 23(1948)年	3 月	東北女子実業学校を廃止
昭和 26(1951)年	2 月	三島学園女子短期大学を設立
昭和 26(1951)年	3 月	三島学園女子専門学校を廃止
昭和 29(1954)年	4 月	三島学園女子短期大学に二部（夜間部）を増設
昭和 30(1955)年	3 月	三島学園女子短期大学に家政専攻科を設置
昭和 33(1958)年	1 月	三島学園女子大学（家政学部家政学科）を設置
昭和 40(1965)年	4 月	三島学園女子大学家政学部生活理学科及び生活美術学科を増設
昭和 49(1974)年	12 月	清水小路より泉市上谷刈（現在仙台市泉区虹の丘）に移転
昭和 51(1976)年	3 月	三島学園女子大学家政学部生活理学科を廃止
昭和 61(1986)年	12 月	大学・短大新図書館が落成
昭和 62(1987)年	4 月	三島学園女子大学に男女共学制を導入、校名を東北生活文化大学と改称
平成 15(2003)年	4 月	東北生活文化大学家政学部家政学科に家政学専攻と健康栄養学専攻を設置
平成 19(2007)年	4 月	東北生活文化大学家政学部家政学科家政学専攻を服飾文化専攻に改称
平成 20(2008)年	3 月	東北生活文化大学が、「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定
平成 26(2014)年	3 月	東北生活文化大学が、「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合している」と認定
平成 31(2019)年	4 月	東北生活文化大学に美術学部美術表現学科を設置し、家政学部生活美術学科の学生募集を停止

2. 本学の現況

- ・大学名：東北生活文化大学
- ・所在地：宮城県仙台市泉区虹の丘1丁目18番地の2

・学部構成

家政学部

家政学科 [服飾文化専攻・健康栄養学専攻]

生活美術学科

※ 生活美術学科は平成31年度より学生募集を停止した。

美術学部

美術表現学科

- ・学生数、教員数、職員数

入学定員・3年次編入学定員・収容定員・在籍学生数

令和2年5月1日現在（人）

学部	学科	入学 定員	3年 次編 入学 定員	収容 定員	在籍学生数				
					1年次	2年次	3年次	4年次	計
家政学部	家政学科	58	2	256	61	36	50	42	189
	生活美術学科	—	—	80	—	—	39	19	58
美術学部	美術表現学科	50	—	100	77	40	—	—	117
合 計		108	2	436	138	76	89	61	364

※家政学科は平成30年度まで入学定員68名、平成31年度より58名となった。

※生活美術学科は平成31年度より学生募集を停止した。

※美術学部美術表現学科は平成31年度より設置。

教 員 数

令和2年5月1日現在（人）

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	助手	計	副手
家政学部	家政学科	10	2	6	0	5	23	2
美術学部	美術表現学科	5	1	5	0	0	11	3
合 計		15	3	11	0	5	34	5

職 員 数

令和2年5月1日現在（人）

事務系	その他	計
22	3	25

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

学校法人三島学園寄附行為には、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、時世の求める理想的な教育を施し、設立者である三島駒治及び三島よし夫妻の教育精神を体し、わが国教育の振興改善と人材育成に寄与することを目的とする」（第 3 条）と記されており、東北生活文化大学の建学の精神は、本学園設立者である三島駒治およびよし夫妻の教育精神を堅持して「高い知識と技倆を修め、常に文化創造に寄与する清く、正しく、健全な人間の育成」とされている。この建学の精神に掲げている「文化創造」は、いつの時代でも人間生活にとって重要なテーマであり、大学創立以来 62 年を経た今日まで、その意義を失うことなく継承している。

本学の教育理念は、この建学の精神を踏まえて、「美しい人間生活の在り方を総合的見地から科学的に考え、解決していくことのできる確かな実践力を備える人材の教育に当る」としており、「実学」と「美術」の教育研究活動を通じて、「文化」を継承し、創造することを掲げている。

世界と日本の社会構造・経済構造が大きく変動し、エネルギー問題と環境問題、そして高齢化と経済格差の拡大などの問題を抱える現代において、有為の人材の育成は変わらない社会的要望である。特に資源が乏しい我が国において、大学、短大への入学者が、「令和元（2019）年度学校基本調査」によると、58.1%となっており、大学教育を通じた人材育成への期待の大きさがわかる。このような環境下で、本学教育の理念と使命を体現化して、特色を活かした教育を進めることが、本学の果たすべき大きな役割である。

平成 25（2013）年 4 月には、本学の教育方針を端的に示すために、次のような 4 点を掲げた。

- ① 本学が伝統的に重視している、きめ細かな少人数教育を通して、自律性を持って行動する知恵と実践力を備えた人間性豊かな人を育成します。
- ② 基幹・共通教養科目や専門科目の教育を通して、学生生活と社会生活を豊かにする倫理観・教養力・論理的思考力・コミュニケーション力を育みます。
- ③ 多様な実験・実習・演習で構成する実践的教育を通して、生活と文化に関する専門的素養と技能を身につけ、社会で中核的に活動できる人を育成します。
- ④ 学生・教職員・地域住民との交流と「暮らしワクワク設計チーム」での活動により、創造性を持って地域社会を豊かにできる人を育成します。

これらは、「大学要覧」、「SeiBon（大学案内）」、「学生便覧」及び本学のホームページに掲載し、また、オープンキャンパス、高校訪問における配布資料や口頭説明などを通して学内外に明示している。さらに、入学式、新入生オリエンテーション、初年次教育における授業、新任教職員説明会、新任教職員辞令交付式等の行事や各会合における理事長、学長、学部長の講話によって、大学の成立経緯を含む建学の精神やそれに基づいた大学の基本理念、並びに今日的な意義などが明確に伝わるように、直接的な伝達が行われている。

建学の精神・基本理念を踏まえた本学の使命・目的および各学科・専攻の教育目標の概要を表 1-1 に示めた。これらの使命と目的は建学の精神の再確認をもとに、時宜に応じて将来構想検討委員会で検討・作成し、教授会で決定したものである。本学の使命・目的は、本学学則第 1 条に「我が国の生活文化の向上を図る」ことを掲げている。

表 1-1 大学の使命・目的

使 命 ・ 目 的	大 学	三島学園建学の精神に基づいて、我が国の生活文化の向上を図るため、学術の中心として、幅広い教養を授けるとともに、深く生活と文化に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、社会に貢献する人間性豊かな人材を育成することを目的とし、使命とする。
	家政学部	広く教養を培い、生活文化形成の要素としての家政学と生活美術について、実際の生活様式という視野から深く学習し、その向上を目指して探求することを教学の指針とする。
	家政学科	本学の伝統的な家政学の修学を基本とし、その科学的追求と実験、実習を通して、生活科学への探求心を備えた人材を育成することを目的とする。
	服飾文化専攻	服飾と生活に関して科学と文化の両面から追求し、服飾産業の発展と生活文化の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。
	健康栄養学専攻	栄養士と管理栄養士の養成を目的とした教育課程により、医療、福祉、保健分野等において、食生活の面から健康を守る人材を育成することを目的とする。
	美術学部	幅広い教養と、美術の高度な専門知識と技能を身に付け、実学として地域社会の発展に貢献できる人間性豊かな人材を養成することを教学の指針とする。
	美術表現学科	美術、工芸、デザイン、メディア芸術領域における高度な専門知識と技能を身に付け、これらの知識・技能を地域社会における様々な職業分野で発揮し、地域の産業、文化の発展に貢献できる能力を養成することを目的とする。

以上、本学は様々な方法でその使命・目的および教育目的を具体的に明確にしていると言える。

1-1-② 簡潔な文章化

三島学園建学の精神である、「我が国の生活文化の向上を図る」に基づき、使命・目的を定め、教育目的とともに本学が果たすべき役割について、理解しやすい簡素な文章で策定している(表 1-1)。これらは、学生に配布する「学生便覧」、本学ホームページ及び「SeiBon(大学案内)」等に記載している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、120年にわたる歴史の中で培われてきたもので、「実践的教育の展開」、「少人数教育の重視」および、「生活と美の融合」に集約される。

家政学部教育目的は、「地域の生活および文化の創造に貢献できる人材の育成」であり、美術学部教育目的は、「地域社会の発展に貢献し、持続的な文化の創造に寄与する人材の育成」であり、ともに地域社会の中で文化創造を担う人材の育成を目的としている。そのため、本学の各学科の専門分野は、いずれも実践的教育を必要とする領域であり、教育課程に実験・演習・実習を多く取り入れ、社会の変化に応じてその内容の見直しと刷新とに努めてきた。本学教育の特色を端的に表現した「地域の暮らしをデザインする力を育む大学」を標榜し、大学の進むべき方向を鮮明にした。この教育特色は、各種方法を用いて内外に広報し、学内でも認識を深めて共有するとともに、その活動の一環として「ワクワクぷろじえくと」を学生および教職員が一体となって進めている。

さらに規模の小さい大学で学生定員が教員数に比べて少ないことも少人数教育を可能にし、本学の大きな特色となっている。クラス担任二人制を徹底し、アットホームで学生一人一人の顔が見える教育を実践していることを本学のホームページ、大学要覧、SeiBon(大学案内)、学生便覧に明示している。

1-1-④ 変化への対応

本学は、これまでに①～⑤の改革を行った。

- ① 女子教育から男女共学
- ② 家政学部 1 学科を 2 学科(家政学科、生活美術学科)
- ③ 家政学部家政学科に 2 専攻設置(家政学専攻、健康栄養学専攻)
- ④ 服飾文化専攻に 2 コース制(服飾ビジネスコース、服飾生活コース)
- ⑤ 美術学部の新設

これらの改革では、建学の精神を保持しながらも、現代の社会状況の変化に対応するために必要に応じて使命・目的および教育目的の見直しなどを行ってきた。

近年の改革は、以下に示す。

<服飾文化専攻 2 コース制>

本学の家政学科服飾文化専攻は専門学校との競合が厳しくなる一方で、志願者確保が極めて困難な状況にある。平成 27(2015)年度より将来構想検討委員会で検討の上、同専攻の教育内容と進路を一層分かりやすくするためにコース制を導入する案が出され、平成 30 年度からは同専攻に服飾ビジネスコースおよび服飾生活コースの二つのコースを定め、令和 2(2020)年度 3 年次から実施している。

<美術学部の新設>

本学では、生活と美の融合を目指して昭和 40(1965)年 4 月に家政学部の中に生活美術学科を設置し、東北・北海道唯一の美術系学科として教育を行い、東北地方の中学校、高校の美術科教員の育成に貢献してきた。

近年、生活美術学科への志願者は減少傾向にあったため、美術の多様な専門分野を教育する美術学部の設置を検討し、平成 25(2013)年度 5 月の理事会で家政学部生活美術学科を美術学部へ昇格させる案が承認された。以後、将来構想検討委員会と生活美術

学科が中心となって美術学部構想を計画し、平成 30（2018）年 4 月に文科省へ設置の届出を行い、平成 31（2019）年 4 月に美術学部が設置された。現在 1 年次 77 名、2 年次 40 名の学生が在籍し、美術の専門的な教育・研究が順調に実施されている。

（3）1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命、目的は、明確に定めてホームページ等により学内外に明示しているが、社会が大学に求める人材の育成（養成）に速やかに対応するとともに、本学の個性・特色を一層明らかにするために教育課程を随時検証し、改善作業を積み重ねていく。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 1-1-1】	学校法人三島学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	2020 学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-3】	東北生活文化大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	大学ホームページ（使命・目的、建学の精神）	
【資料 1-1-5】	大学要覧	
【資料 1-1-6】	SeiBon（大学案内）	【資料 F-2】と同じ

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

（1）1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

（2）1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

教育課程に伴う重要事項は、各種委員会での検討を経て教授会で教職員に周知している。また、これらは、学長から理事会および評議員会において、大学の活動等について説明を行い役員の理解を得ている。

以上、使命・目的および教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画していると言える。

1-2-② 学内外への周知

大学の使命・目的の周知方法については、表 1-2 に示したように、本学のホームページにおいて、広く学内外に周知している他、「学園要覧」、「大学要覧」、「広報 TSB」、「SeiBon（大学案内）」などの印刷物にも記載し、各関係者・機関に配布している。また、学募広報課を中心に毎年行われているオープンキャンパスや高校訪問は、本学の概要をまとめた「NAVIBOOK」を活用して使命・目的を学外に周知する有効な方法と考えている。オープンキャンパスでは、本学の全体的な説明に加えて多くの教員・学生の協力のもと、参加高校生および保護者に模擬授業への参加やキャンパスの見学等きめ細かい対応をしている。

また、地域と連携した教育研究活動の公開や教員の研究成果の公表を積極的に行い、間接的に本学の使命・目的等を学外に周知している。

以上、使命・目的および教育目的を様々な方法で学内・外へ周知していると言える。

表 1-2 大学の使命・目的の周知方法

対象	手段	方法	
		口頭	印刷物・Web
学内外へ	Web 上で公開		ホームページ Facebook、twitter
	出版物 高校訪問 オープンキャンパス	教職員 教職員及び学生	学園要覧、大学要覧、 SeiBon （大学案内）、 広報 TSB、NAVI BOOK
学生へ	入学式	理事長・学長式辞	
	オリエンテーションキャンプ	学部長講話	
	スタディスキルズ授業	学長講話	
	印刷物		学生便覧
	卒業式	理事長・学長式辞	
教職員へ	新任教職員辞令交付式	理事長式辞	
	新任教職員説明会	学長講話	
	非常勤講師説明会	学長講話	
	教職員年頭の挨拶	理事長式辞	
	出版物		学園要覧、大学要覧、 SeiBon （大学案内）

1-2-③ 中長期的な計画への反映

三島学園の建学の精神に基づく本学の使命・目的は、「我が国の生活文化の向上を図るため、学術の中心として、幅広い教養を授けるとともに、深く生活と文化に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させ、社会に貢献する人間性豊かな人材を育成することを目的とし、使命とする。」とされている。

私立学校法が改正されて、令和 2（2020）年度から施行されることにより、本学の使命・目的を果たすための中期将来構想（計画）は、学内理事会及び理事会の審議を経て承認された。

中期将来構想（計画）の教育・研究領域においては、現代における本学の使命・目的に対する基本的な考え方を検証するとともに、教育の質保証と専門知識等の学力の向上を目指すことにし、地域における生活文化の向上に寄与するため、社会人入学の促進や生涯学習の場を提供する履修証明制度を設けることを検討している。また、幅広い教養を身に付けさせるため、教養教育の見直し・充実を図り、併設の高校との一貫教育について、令和 3 年度から実施できるように検討し始めたところである。教育・研究領域以外の領域にお

いても、地域貢献および教育環境の整備等本学の使命・目的が遂行されるよう中期将来構想（計画）を策定した。

本学は、地域において特色のある大学を目指しており、現在、家政学分野の実学教育及び芸術分野の美術教育をととして生活文化の向上・発展に貢献する人材の育成に努めている。

以上、本学の使命・目的および教育目的は中期的な計画に充分反映されていると言える。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学は、学術の中心として、幅広い教養を授けるとともに、深く生活と文化に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させ、社会に貢献する人間性豊かな人材を育成するためにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページ等で周知している。

以上、本学の使命・目的および教育目的は三つのポリシーに反映されていると言える。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の目的は、学則第1条に示されている使命・目的を達成するために家政学部、美術学部を設置している。家政学部には、家政学科・生活美術学科（平成31年4月学生募集を停止）の2学科を設置している。さらに、家政学科には、服飾文化専攻と健康栄養学専攻の2専攻を設置している。美術学部には、美術表現学科の1学科を設置し、それぞれに適正な教員数を確保し、教育目的の実現にあたっている（図1）。

また、教学に関する重要事項を審議する教務委員会を始めとする各種委員会、学則に定めた事項を審議する教授会、学生の就職支援を行う就職支援センター等を設置している。

以上、本学の使命・目的および教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されていると言える。

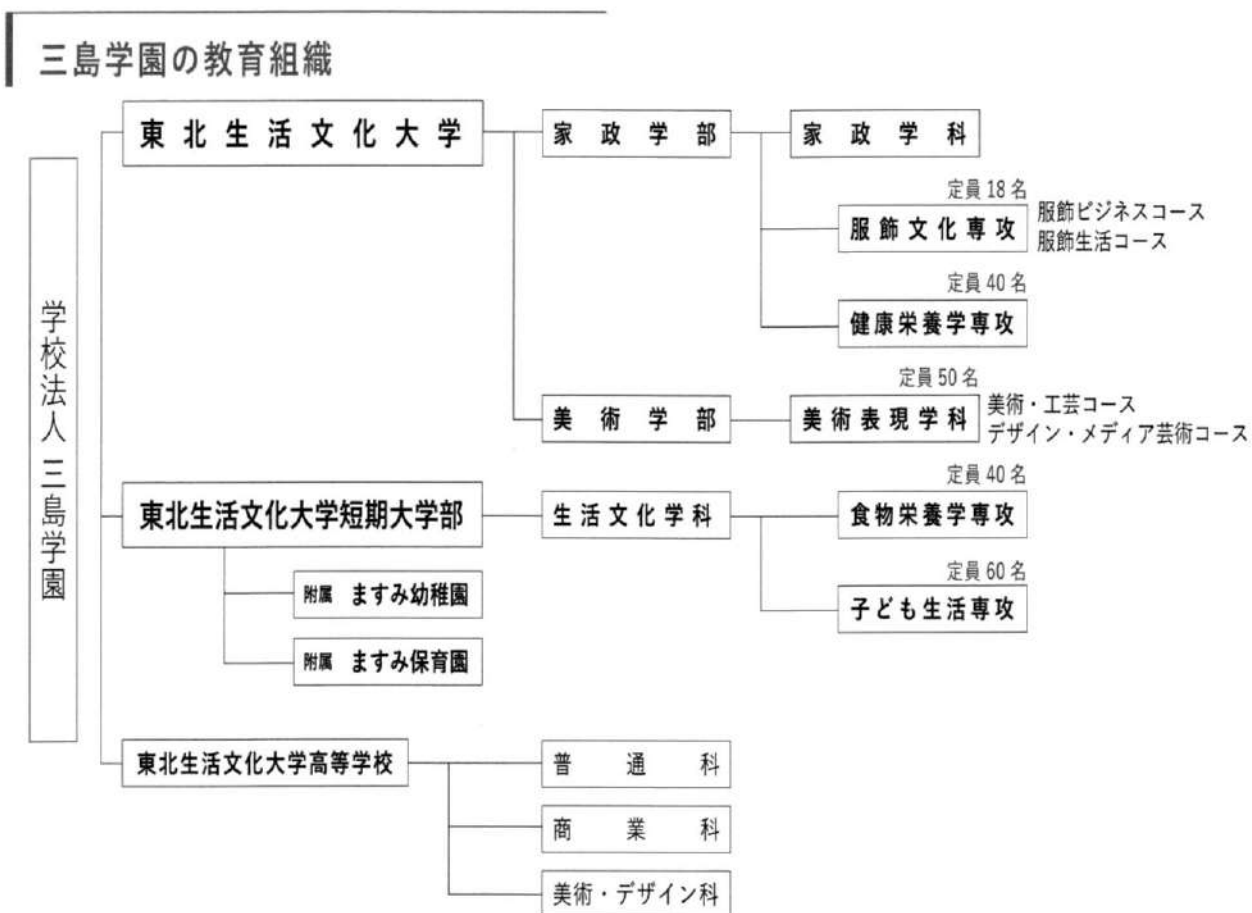


図 1 東北生活文化大学運営体制

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、家政学部家政学科服飾文化専攻に 2 コース制を導入、また、美術学部を設置し、2 学部 2 学科 2 専攻を、平成 31（2019）年 4 月に整備した（図 1）。

大学における教育・研究・社会貢献活動は、大学の建学の精神に基づいて、大学の使命・目的を遂行するように運営されなければならない。今後も、将来の社会状況の変化に対応して改組等を行う。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 1-2-1】	学校法人三島学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-2】	東北生活文化大学教授会規程	
【資料 1-2-3】	大学運営組織	
【資料 1-2-4】	2020 学生便覧（使命・目的、建学の精神）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-5】	大学ホームページ（使命・目的、建学の精神）	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-6】	大学ホームページ（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-7】	中期将来構想（計画）	

【基準 1 の自己評価】

本学は、120 年にわたり教育研究に携わってきた歴史と伝統があり、建学の精神や使命・目的を踏まえつつ、時代や社会の変化に対応した教育目的を明確にし、教育・研究・社会貢献活動を遂行してきた。

また、本学の使命・目的および教育目的は、本学の役員、教職員の理解と支持を得て、様々な広報活動を通して学内外へ周知している。さらに、これら使命・目的および教育目的に基づいて学部学科等を編成し、それぞれに三つのポリシーを作成した。

以上を総合して、基準 1 を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

本学では「建学の精神」を前提に学則第一章の「目的及び使命」、第 5 条にある各学部、学科、専攻の目的等を踏まえ、アドミSSION・ポリシーを策定した。

アドミSSION・ポリシーの周知方法は、現在「入学試験要項」、「SeiBon（大学案内）」、「ホームページ」、「大学要覧」に掲載するとともに、これらの資料を、各種の進学・入試説明会、高校訪問、オープンキャンパス等において配布しその都度説明を行っている。また、アドミSSION・ポリシーに基づいて「入試ガイド」を作成し、入学者選抜方法別の志願者・受験者・合格者・入学者などの入試データを公表している。

アドミSSION・ポリシー（入学者受入れの方針）

【家政学部】

本学部は、生活及び文化の継承と創造に積極的に参加する意志をもち、地域社会に貢献できる人材を育成するため、自らの力で考え行動することのできる多様な人材を以下の方針により受け入れます。

【家政学科服飾文化専攻】

服飾文化専攻は、服飾産業を視野に入れた教育を通して、この分野の様々な業種で幅広く活躍できる人材を育成することを目的とします。このため、次のような人を求めます。

[知識・技能]

- ・服飾分野で幅広く活躍できる人材をめざす際に必要な基礎的な学力（特に国語・数学・英語・社会）を身につけている人

[思考力・判断力・表現力]

- ・学修する事項に関する情報を自発的に調べ、調べたことやそれに基づく自分の考えを表現する能力を身につけている人

[態度・主体性]

- ・服飾や生活文化全般に強い関心をもち、衣料管理士の資格取得をめざし、将来、服飾産業の諸分野や教育分野等の様々な分野で活躍することを望んでいる人
- ・他者と意思の疎通を図り、学修活動等ができるコミュニケーション能力を身につけている人

【家政学科健康栄養学専攻】

健康栄養学専攻は、食生活の面から、医療・保健・教育・福祉・食品産業の分野で、人の健康的な生活を支援する高度な専門性を備えた人材を育成することを目的とします。このため、次のような人を求めます。

〔知識・技能〕

- ・管理栄養士や栄養教諭をめざす際に必要な基礎学力（特に国語・英語・数学・化学・生物）を身につけている人

〔思考力・判断力・表現力〕

- ・学修する事項に関する情報を自発的に調べ、調べたことやそれに基づく自分の考えを表現する能力を身につけている人

〔態度・主体性〕

- ・「食と健康」の分野に興味があり、将来は医療・保健・教育・福祉・食品産業の分野で専門性を活かし、地域社会に貢献しようとする意欲をもち、管理栄養士の免許取得をめざしている人
- ・他者と意思の疎通を図り、学修活動等ができるコミュニケーション能力を身につけている人

【家政学部家政学科】入学者選抜の基本方針

〔総合型選抜試験〕

総合型選抜試験では、高い主体性をもって学修に取り組める人を選抜します。

志願理由書並びに面接試験により「態度・主体性」を重点的に評価し、調査書と課題作文試験により「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」を評価します。

〔学校推薦型選抜試験〕

学校推薦型選抜試験では、学修への取り組みの主体性と高等学校段階での多様な能力・関心を重視し、それらを表現できる人を選抜します。

小論文並びに面接試験により「思考力・判断力・表現力」及び「態度・主体性」を重点的に評価し、調査書により「知識・技能」及び「態度・主体性」を評価します。

〔一般選抜試験A日程〕

一般選抜試験A日程では、より深い知識をもち、それを基に深く考え判断し、表現できる人を選抜します。

学力試験により「知識・技能」を重点的に評価し、調査書並びに学力試験により「思考力・判断力・表現力」及び「態度・主体性」を評価します。

〔一般選抜試験B日程〕

一般選抜試験B日程では、知識に裏付けられた思考・判断を表現できる能力と学修への取り組みの主体性をもつ人を選抜します。

学力試験により「知識・技能」を、面接試験により「態度・主体性」を重点的に評価し、学力・面接試験及び調査書により「思考力・判断力・表現力」を評価します。

[一般選抜試験C日程]

一般選抜試験C日程では、学修への取り組みの主体性と高等学校段階での多様な能力・関心を重視し、それらを表現できる人を選抜します。

小論文により「思考力・判断力・表現力」を、面接試験により「態度・主体性」を重点的に評価し、調査書により「知識・技能」を評価します。

[大学入学共通テスト利用選抜試験]

大学入学共通テスト利用選抜試験では、より深い知識を持ち、それを基に深く考え判断し、表現できる人を選抜します。

大学入学共通テストにより「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」を重点的に評価し、調査書により「態度・主体性」を評価します。

【美術学部】

本学部は、文化の継承と創造に積極的に参加する意思を持ち、地域社会に貢献できる人材を養成するため、自らの力で考え行動することのできる多様な人材を以下の方針により受け入れます。

【美術表現学科】

美術表現学科は、豊かな教養と美術・工芸・デザイン・メディア芸術に関する深く、高度な専門教育を通して、幅広い職業分野で創造力を発揮し社会に貢献できる人材を養成することを目的とします。このため、次のような人を求めます。

[知識・理解]

- ・美術に関する分野に関心をもち、学修に対応する基本的な知識・技能をもつ人

[思考力・判断力・表現力]

- ・文化・自然・社会に関する課題について自己の考えをまとめるための思考力・判断力・表現力の修得及び地域社会に貢献する意欲をもつ人

[態度・志向性]

- ・主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度をもち、作品制作・研究に取り組む意欲をもつ人
- ・美術に関する学修活動において、他人と意思疎通を図りコミュニケーションの体験のある人

【美術学部美術表現学科】 入学者選抜の基本方針

[総合型選抜試験]

総合型選抜試験では、主体性をもって学修に取り組める人を選抜します。

調査書により、「知識・技能」及び「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価します。志願理由書により、「思考力・判断力・表現力」及び美術に関する「知識・意欲」を評価します。面接試験により、「多様な個性」を評価します。

[セミナー特別選抜試験]

セミナー特別選抜試験では、専門的な知識・技能への関心、学修への意欲と主体的に

学ぶ態度を有する人を選抜します。

調査書により、「知識・技能」及び「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価します。セミナーレポートにより、「思考力・判断力・表現力」及び美術に関する「関心・意欲」を評価します。

[学校推薦型選抜試験]

学校推薦型選抜試験では、学修への取り組みの主体性と高等学校段階での多様な能力・関心を重視し、それらを表現できる人を選抜します。

調査書により、「知識・技能」及び「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価します。持参作品により「知識・技能・表現力」及び美術に関する「関心・意欲」を、プレゼンテーションにより「思考力・判断力・表現力」及び美術に関する「関心・意欲」を評価します。

[総合型選抜試験（芸術系指導者推薦）]

総合型選抜試験（芸術系指導者推薦）では、芸術分野で特に活躍し、美術に関して強い関心と学修する意欲のある人を選抜します。

調査書により、「知識・技能」及び「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価します。持参作品により、「知識・技能・表現力」及び美術に関する「関心・意欲」を、プレゼンテーションにより、「思考力・判断力・表現力」及び美術に関する「関心・意欲」を評価します。

[一般選抜試験A日程]

一般選抜試験A日程では、より広い知識を基に深く考え判断し、それを作品として表現できる人を選抜します。

調査書により、「知識・技能」及び「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価します。学力試験により、「知識」及び「思考力・判断力」を評価します。実技試験により、「技能」及び「思考力・判断力・表現力」を重点的に評価します。

[一般選抜試験B日程]

一般選抜試験B日程では、主体的に学修に取り組むことができ、知識に裏付けられた思考・判断をさまざまな方法で表現できる人を選抜します。

調査書により、「知識・技能」及び「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価します。実技試験により、「技能」及び「思考力・判断力・表現力」を、面接試験により、「思考力・判断力・表現力」及び美術に関する「関心・意欲」を評価します。

[一般選抜試験C日程]

一般選抜試験C日程では、高等学校までの多様な能力・関心を重視し、それらをさまざまな方法で表現できる人を選抜します。

調査書により、「知識・技能」及び「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価します。実技試験により、「技能」及び「思考力・判断力・表現力」を、面接試験

により、「思考力・判断力・表現力」及び美術に関する「関心・意欲」を評価します。

[大学入学共通テスト利用選抜試験A日程]

大学入学共通テスト利用選抜試験A日程では、より広い知識を基に深く考え判断し、それをさまざまな方法で表現できる人を選抜します。

大学入学共通テストにより、「知識」及び「思考力・判断力」を評価します。調査書により、「知識・技能」及び「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価します。実技試験により、「技能」及び「思考力・判断力・表現力」を重点的に評価します。

[大学入学共通テスト利用選抜試験B日程]

大学入学共通テスト利用選抜試験B日程では、学修への取り組みの主体性をもち、知識に裏付けられた思考・判断をいろいろな方法で外部に対して表現できる人を選抜します。

大学入学共通テストにより、「知識」及び「思考力・判断力」を評価します。調査書により、「知識・技能」及び「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価します。面接試験により、「思考力・判断力・表現力」及び美術に関する「関心・意欲」を評価します。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れの実施とその検証

本学では、従来からアドミッション・ポリシーに沿って多様な入試形態により本学が求める学生を、公正かつ適正に選抜して入学させている（表 2-1）。

表 2-1 学部・学科・専攻別の入学者選抜の区分および評価・判定のための材料

学部・学科・専攻	総合型選抜試験	セミナー特別選抜試験	学校推薦型選抜試験	総合型選抜試験（芸術系指導者推薦）	一般選抜試験	大学入学共通テスト利用選抜試験
家政学部 家政学科 服飾文化専攻	・志望理由書 ・課題作文 ・面接試験 ・調査書		・小論文 ・面接試験 ・調査書		・学力試験 ・面接試験 ・調査書	・センター試験 ・調査書
家政学部 家政学科 健康栄養学専攻	・志望理由書 ・課題作文 ・面接試験 ・調査書		・小論文 ・面接試験 ・調査書		・学力試験 ・面接試験 ・小論文 ・調査書	・センター試験 ・調査書
美術学部 美術表現学科	・志望理由書 ・面接試験 ・調査書	・セミナーレポート ・セミナー作品 1 点 ・調査書	・持参作品 ・プレゼンテーション ・調査書	・持参作品 ・プレゼンテーション ・調査書	・学力試験 ・実技試験 ・面接試験 ・調査書	・センター試験 ・実技試験 ・面接試験 ・調査書

入試の実施については、入学試験委員会により、計画、試験監督要領等を作成し、全学的に情報を共有している。入試問題の作成は、同委員会が主導し、出題者へ AP（アドミッション・ポリシー）を提示して、作問を依頼するとともに、入学試験委員会委員長による確認が行われている。

入学者選抜の方法の妥当性については、アドミッションセンターで各学部・学科・専攻からの報告を確認するとともに、入学者選抜の区分と退学率および GPA を関連付けた追跡調査を IR で行い、その結果を検証している。

ほかに、編入学試験、社会人入学者特別選抜試験、私費外国人留学生特別選抜試験を実施し、多様な学生を受け入れている。

<編入学試験：選考内容>

- ・家政学科服飾文化専攻・・・小論文、面接
- ・家政学科健康栄養学専攻・・・小論文、学力検査、面接

<社会人入学者特別選抜試験：選考内容>

- ・家政学科服飾文化専攻および健康栄養学専攻・・・小論文、面接
- ・美術表現学科・・・面接、持参作品評価

<私費外国人留学生特別選抜試験：選考内容>

- ・家政学科服飾文化専攻・・・小論文、面接
- ・美術表現学科・・・実技試験（デッサン）、面接

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

平成 30（2018）～令和 2(2020)年度の入学者数と学生数、入学定員充足率は、表 2-2 の通りである。社会情勢の変化に伴い、平成 31（2019）年度に美術学部(入学定員 50 名)を設置した。入学定員 50 名の内訳は、家政学部生活美術学科 40 名と家政学部家政学科服飾文化専攻の定員 10 名である。

大学の収容定員は、大学の規模、施設設備、教員組織はもとより大学各々の個性・特色を活かした教育活動を行う上で、適正な人数が設定されている。

表 2-2 学部・学科・専攻別充足率

年度	学部	学科・専攻	入学定員 (人)	入学者 (人)	充足率 (%)
令和 2 年度	家政学部	家政学科服飾文化専攻	18	18	100.0
		家政学科健康栄養学専攻	40	43	107.5
	美術学部	美術表現学科	50	73	146.0
	合 計		108	134	124.1
令和元年度	家政学部	家政学科服飾文化専攻	18	8	44.4
		家政学科健康栄養学専攻	40	30	75.0
	美術学部	美術表現学科	50	45	90.0
	合 計		108	83	76.9
平成 30 年度	家政学部	家政学科服飾文化専攻	28	9	32.1
		家政学科健康栄養学専攻	40	43	107.5
		生活美術学科	40	44	110.0
	合 計		108	96	88.9

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

家政学科服飾文化専攻は、定員割れが続いていたが、コース制の導入および専攻教員による熱心な広報活動により令和 2（2020）年度に入学定員を充足した。今後も教職員による広報活動および美術学部の教育の充実により入学定員を充足していきたい。

今後も今般の大学入学共通テストの導入や入学者選抜実施要綱の改定などに柔軟に対応し、随時アドミッション・ポリシーを見直すとともに広報活動を強化し、入学定員の充足を維持するよう努める。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-1-1】	2021 年度入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	大学ホームページ（アドミッション・ポリシー）	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-3】	大学ホームページ（入試情報）	
【資料 2-1-4】	東北生活文化大学入学試験委員会規程	
【資料 2-1-5】	大学ホームページ（入学者推移）	

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学における学生への学修支援体制とその支援組織の構成を図 2 に示した。学修支援体制は、教員組織と各種の委員会・センター等により構成される。

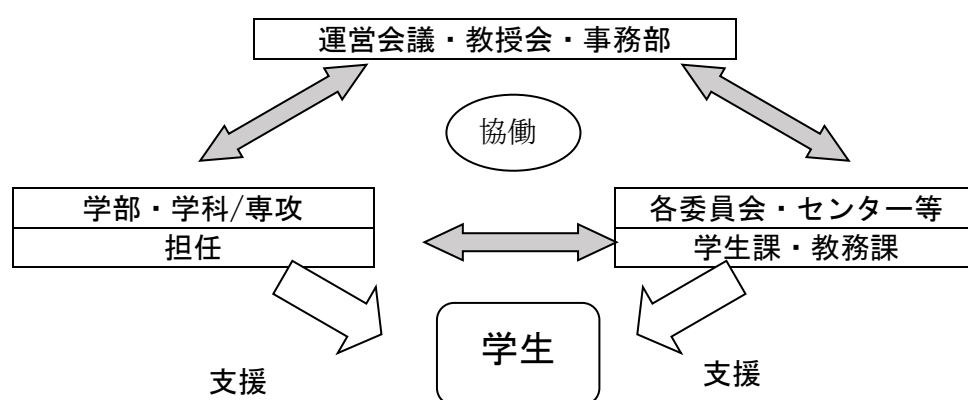


図 2 学生の学修支援体制

本学ではクラス担任制を取り入れており、1 クラス 2 名の教員を当てている。ただし、服飾文化専攻では 1 名の担任である。担任は、クラス指導に加え、各学期に面談を実施して学生一人一人の目標に合わせた学修指導や生活面でのアドバイスを細やかに行っている（「学生修学支援対応マニュアル」および「担任による指導・支援の指針」参照）。

全ての委員会・センターでは、学科・専攻の教員と関係部署の事務職員が構成員となる教職協働体制が整備されて、直接学生の指導を行っている。

表 2-3 学修支援の組織構成および支援内容

支援担当	運営組織	支援内容
学生課	学生支援委員会	学生生活支援全般、奨学金、インターンシップ、学生便覧発行
	外国人留学生支援委員会	外国人留学生の修学支援
	障がい学生支援委員会	障がい学生の修学支援
	大学後援会	各種学生活動の支援
教務課	教務委員会	授業履修支援全般、シラバス・時間割発行
教職課程センター		教員免許の取得支援
学芸員課程センター		学芸員資格の取得支援
学習支援センター	学習支援センター運営委員会	入学前・初年次教育、文章能力指導、チューデント・アシスタント業務の管理
公的資格取得支援センター		管理栄養士国家試験の受験支援
学生相談所		学生生活の各種問題の相談
保健センター		学生の健康管理
情報処理教育センター		情報機器使用の支援
就職支援センター		進路相談、就職活動支援、公務員試験受験支援
学募広報課		ホームページ、SNS、印刷物等の情報発信
図書館		各種文献供覧、自習場所の管理

具体的な支援計画は次のとおりである。

表 2-4 支援計画

時期	支援計画の担当・内容
入学前	● 学習支援センター：入学前教育、大学生活スタート&保護者説明会
入学時	● 学科・専攻・教務課・学生課・保健センター・教職課程センター・学芸員課程センター：新入生ガイダンス ● 各学科：新入生オリエンテーション
在学中	● 学習支援センター・学科・専攻・図書館・情報処理教育センター：初年次教育科目（スタディスキルズ） ● 学生課：初年次教育科目（ライフデザイン） ● 学生課・就職支援センター・各学科・専攻：キャリア形成科目 ● 担任・学科・専攻・教務課：履修指導 ● 各授業担当教員：オフィスアワー ● 学習支援センター：文章能力指導、SA による学習支援 ● 担任・学生相談所：各種相談 ● 保健センター：健康管理・相談 ● 学科・専攻・公的資格取得支援センター・教職課程センター・学芸員課程センター：免許・資格取得 ● 就職支援センター：就職活動支援

大学生活スタート&保護者説明会

AO 入試・推薦入試等で本学に合格し入学予定の高校生に対して実施している。令和 2 年度入学予定者に対しては令和 2（2020）年 1 月に「大学生活スタート&保護者説明会」と称し、大学生協と合同で開催した。入学に向けての具体的な準備、入学後の学生生活の概要、諸手続き、入学前教育の進行確認等を各学科の教員および在学生在が説明し、高校生および保護者からの相談に応じた。

入学前教育

本学では、進学予定者のために入学前の学習を支援している。これは、新入生が新年度からスムーズに大学生活に移行できるように実施するプログラムである。詳しい内容については、入学予定者に郵送している。

入学前学習支援

	大学		
	家政学部		美術学部
	家政学科		美術表現学科
	服飾文化専攻	健康栄養学専攻	
基礎力アップのための TSB e-Learning 	・国語 ・数学 ・英語 ・理科 ・社会 使用方法や入学前の学習目標は、郵送にてお知らせします。		
学科・専攻別メニュー    	☆ファッション カレッジ	☆基礎化学講座 ☆基礎生物講座 ☆栄養系総合講座	★デッサン課題 ☆ステップアップ セミナー
大学生活スタート説明会 	【場所】 本学（詳しい場所・時間等は郵送にてお知らせしています。） 【対象】 AO入試・セミナー入試・学校推薦入試・芸術系指導者推薦入試の合格者で希望する者（保護者も参加可能）		

★A O入試・セミナー入試・学校推薦入試・芸術系指導者推薦入試の合格者対象

☆希望者対象

図3 TSB 入学前学習支援「NAVI BOOK2020 P.14」より引用

新入生オリエンテーション

入学後に学科単位でオリエンテーションを開催している。

- 本学の建学の精神・教育理念・教育方針および三つのポリシーについての講義
- 本学の歴史・沿革の説明
- 各学科での履修内容の説明
- 履修方法の詳説（履修登録票の作成まで）
- 学科教員およびヘルパー学生との親睦

※令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症防止のため 1 日のみ実施

オフィスアワー

平成 27（2015）年度よりオフィスアワーを全学的に実施して、学生支援体制の充実を図っている。全授業担当教員が週 2 回程度（1 時間×2 回）曜日・時間を設定し、一覧表にして掲示・配布して学生に周知している。この時間には自由に研究室を訪問し、質問や相談に応じている。非常勤講師も同様に授業の前後の時間またはメールで対応している。

助手・副手による学生支援

学科・専攻の助手・副手は、教員の授業の補佐のみならず、学生にとっては気軽に相談できる存在として教員と学生を繋ぎ、学修支援の役割を担っている。

また、助手・副手は学科会議に出席し、教員と学科内情報を共有している。

さらに家政学科健康栄養学専攻においては、平成 25（2013）年度より管理栄養士国家試験対策として学生の個別指導を支援している。

文章能力指導

学生の基礎学力向上および校外実習や就職活動等において、さまざまな文書作成能力が求められるため、1 年次を対象として国語を専門とする教員並びに専門の学習指導員により、文章能力向上を図る支援を実施している。

留年・休学および退学への対応

学生の休学・退学に結びつく最初の兆候は欠席の連続である。そのため学生の欠席が 3 回連続した時には、授業担当教員より欠席連絡票が担任に提出される。これを受けた担任は、学生・保護者に連絡を取り、留年・休学および退学の事前回避を目指している。

平成 27（2015）年度より長期履修制度を設け、4 年間での履修が困難な学生に対して 4 年間の学納金で最長 8 年間の在学を可能とした。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

SA 制度

本学は、TA に代わる制度として、令和元（2019）年度より SA（Student Assistants）制度を実施している。SA は、授業補佐として主に 1 年次の指導にあたる。令和元（2019）年度は、家政学部 1 科目、美術学部 5 科目、延べ 11 人の学生で実施した。

障がい学生支援

障がいのある学生への支援については、学生本人および家族からの依頼に基づいて障がい学生支援センターで対応を検討後、教授会を通じて教職員間で情報を共有し、必要な支援を行っている。これまでにスロープおよび階段の手すり等の設置など物理的支援のほか、聴覚障害学生に対してのノートテイクなど人的支援を実施した。

特に、配慮が必要な学生についても、本人および保護者からの意向に基づいて保健センターが対応・支援している。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の学修支援は、教員と職員の協働体制が整備され、SA 制度を設け、有効に機能している。

近年、心身の健康や家庭の経済状況を要因とする理由などもあり、特に心身の健康については、早期に対応・支援できるよう科目担当教員、担任、保健センター等と連携して退学・休学および留年者の減少を図り、意欲向上や将来へ向けての希望が持てるように支援体制を強化する。

なお、募集停止した生活美術学科の学生には入学時のポリシーに基づいて卒業まで学修支援を行う。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- | | | |
|-------------|--|-------------|
| 【資料 2-2-1】 | 学生修学支援対応マニュアル | |
| 【資料 2-2-2】 | 担任による指導・支援の指針 | |
| 【資料 2-2-3】 | 2020 大学生生活スタート&保護者説明会開催案内 | |
| 【資料 2-2-4】 | 令和 2 年度学事予定 | |
| 【資料 2-2-5】 | 東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部学習支援センター規程 | |
| 【資料 2-2-6】 | NAVIBOOK P.14 各種支援・サポート | |
| 【資料 2-2-7】 | 欠席連絡票 | |
| 【資料 2-2-8】 | 東北生活文化大学学則第 19 条 | 【資料 F-3】と同じ |
| 【資料 2-2-9】 | 東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部スチューデント・アシスタント実施要項 | |
| 【資料 2-2-10】 | 東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 | |

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

初年次には、「スタディスキルズ」の科目により大学教育に必要とされる学修への姿勢や学習方法および基礎的な知識を、「ライフデザイン」の科目により確かな勤労観に基づく有為な社会人として活躍できる基本的な資質・能力を育成している。また、これらの科目では学修ポートフォリオを作成し、継続的な記入を行い、学期、年度ごとに、学生が自己を振り返ることで次への目標を掲げるとともに、クラス担任のアドバイスが受けられる仕組みとなっている。

2～4 年次には教員と職員の協働により、「キャリア開発Ⅰ～Ⅳ」を開講し、段階的にキャリア形成、就業への意欲付け、社会人基礎力を養っている。ここでは必要に応じて外部講師を招き、社会における事例の紹介やアドバイス等を提供している。また、インターシップの実習を通して実社会に対応した教育を展開している。「キャリアサポートⅠ」は、エントリーシート書き方から面接対策等までの就職活動の指導を行い、「キャリアサポートⅡ」は、グループディスカッション等の実践的な支援を行っている（表 2-5～7）。

社会的・職業的自立に関する支援体制の事例として、令和元（2019）年度には、TSB 講演会 2019 として平塚聖子氏（ファッションデザインモデリスト・ファッションデザインテクニカルディレクター）による「Creation & Communication—ファッションデザインフィールド」と題して「生活」と「文化」と「ファッションデザイン」とのかかわりについてご講演いただいた。

なお、就職には資格取得が重要であることから健康栄養学専攻では、管理栄養士の国家試験対策として、公的資格取得支援センターがセミナーを開催している。服飾文化専攻では、衣料管理士（TA）や繊維製品品質管理士（TES）などの資格取得にむけた講座を開講している。家政学部生活美術学科および美術学部美術表現学科では、中学校・高等学校教員免許・学芸員の資格取得に加えて明星大学との提携により、小学校二種免許取得のコースも開設している。

その他 3 年次には、公務員試験対策講座などを開設している。さらに、キャリア形成教育を促進し、学生の社会進出を支援するための「三島学園産学連携協議会」を組織している（図 4）。

表 2-5 開設されているキャリア形成科目

科目名	必・選	単位	学年		開講時期
スタディスキルズ	必	1	1		前期
ライフデザイン	必	1	1		前期
キャリア開発Ⅰ	選	1	服	2	後期
			健	1	前期
			美	2	通年
キャリア開発Ⅱ	選	1	服・健	2	前期
			美		通年
キャリア開発Ⅲ	選	1	服	3	後期
			健	3	前期
			美	2	後期
キャリア開発Ⅳ	選	1	服	3	後期
			健	4	前期
			美	3	開講なし
キャリアサポートⅠ	選	1	3		通年
キャリアサポートⅡ	選	1	4		前期

服：家政学科服飾文化専攻 健：家政学科健康栄養学専攻
美：生活美術学科・美術表現学科

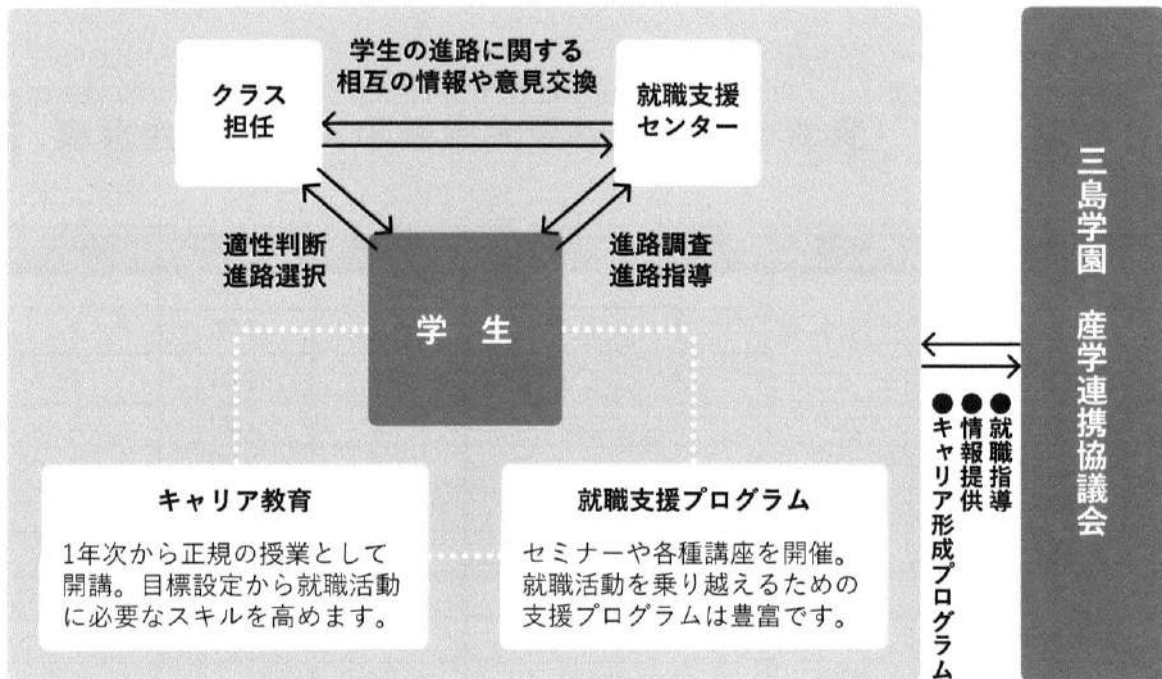
表 2-6 生活美術学科キャリア開発Ⅱ（令和元（2019）年度実績）

実習先	実習人数	期間(日間)	内容
A 社	1	3	販売、接客
B 社	5	3	伝統工芸品制作補助
C 社	3	3	催事準備、イベント運営補佐
D 社	1	3	販売、接客
E 社	5	3	催事準備、イベント運営補佐

表 2-7 服飾文化専攻ファッションビジネス実務実習（令和元（2019）年度実績）

実習先	実習人数	期間（日間）	内容
A 社	9	1	導入教育（業務内容説明） 商品搬入・バックヤード作業 の補助等

サポート体制



クラス担任

本学では各専攻、学年ごとにクラス担任制を採用しています。進路についての相談から学校生活の過ごし方、個人的な問題など、人生の先輩として、あるいは学識経験者としてあらゆる相談に対応します。

就職支援センター

就職の専門アドバイザーが常駐する就職支援センターには「就職相談室」があり、年間を通じて学生への情報提供や個別相談に応じています。就職活動をする上での疑問や悩み、さらに面接等の対策から精神面のケアまであらゆる面でサポートします。

三島学園産学連携協議会

大学・短大・高校におけるキャリア形成教育を促進し、ビジネス環境の大きな変化に即応できる人材を社会に送り出すための活動を、産業界と連携して支援するための協議会です。現在県内外の28社の企業に参加をいただき、産学協働プログラムの推進、産業界からの講師派遣、就職活動支援などの諸活動を行っています。

図4 学生の就職サポート体制「NAVIBOOK 2020 P.15 より」

就職活動と就職支援スケジュール（令和 2（2020）年度）

本学は、1 年次からの「キャリア教育」で人間力と働くことの意義を高めていき、3 年次には、夏季インターンシップ対策に重点を置いた「キャリアサポートⅠ」および夏季の集中講座並びに春季の就活直前対策セミナーを実施し、学生の早期内定獲得を支援している。4 年次には、「キャリアサポートⅡ」で一人一人の学生に寄り添った丁寧な個別指導を実践して、きめ細やかな SPI 対策並びに公務員試験対策講座を実施し、学生の就職活動を支援している（表 2-8）。

表 2-8 就職活動と就職支援スケジュール（令和 2 年度）

		学生の就職活動スケジュール		就職支援スケジュール《就職支援センター》	
大学 3 年次	▼ 準備 期 間	キャリア教育（1年次～）		■キャリアサポートⅠ（年間30コマ） ・スタートアップセミナー ・「生き方・働き方を考える」セミナー ・進路選択を考えるセミナー ・情報の読み方セミナー ・自己分析セミナー ・ツールを活用した業界・企業研究セミナー ・インターンシップセミナー ・インターンシップ用ES対策セミナー ・データセキュリティセミナー ・SPI対策セミナー（計6コマ） ・ビジネスマナーセミナー ・SPI模擬試験 ・小論文対策セミナー（計2コマ） ・就活中間レビュー ・プレゼンテーションセミナー ・就活本番用ES対策セミナー（計3コマ） ・面接対策セミナー（計2コマ） ・人事採用担当者セミナー ・労働法基礎セミナー ・就活準備振り返りセミナー ・OB・OG就活相談会 ■公務員試験対策講座 60コマ ■習熟度別夏期SPI非言語対策集中演習 ■就活直前総括セミナー（2日間） ・リクルートメイク・着こなし・マナー ・SPI直前攻略セミナー・GD直前攻略セミナー ■その他支援 ・個別進路面談 ・履歴書・ES添削・模擬面接等の個別指導 ・東京就活バスツアー ・求人情報メール送信サービス	
		4月 ↓ 7月	◎自己分析の開始 ◎業界・企業・職種研究の開始 ◎就職試験対策の開始 ◎就職情報サイトへの登録 ◎各種研究セミナーへの参加 ◎時事情報の収集 ◎SPI試験対策の開始 ◎OB・OG訪問		
		8月 ↓ 2月	◎夏期インターンシップへの参加 ◎民間企業就職試験対策の深化 ◎公務員試験対策の深化 ◎自己分析および業界・企業・職種研究の深化 ◎冬期インターンシップへの参加 ◎OB・OG訪問 ◎志望先の絞り込み		
	▼ 応募開始 活 動 期 間	3月 ↓ 9月	◎合同企業説明会への参加 ◎エントリー並びに個別会社説明会への参加 ◎エントリーシート等応募書類の提出と書類選考 ◎筆記試験・グループディスカッション・面接試験等の選考試験受験 ◎内々定 ◎内定先の絞り込み ◎地方公務員試験A日程・B日程・C日程の受験	4月 ↓ 9月	■キャリアサポートⅡ（前期15コマ） ・学内企業セミナー ・企業分析&ES復習セミナー ・状況に応じた各種対策セミナー ■公務員試験直前対策セミナー 12コマ ■内定辞退に関する個別指導 ■その他支援 ・マンツーマンフォロー（進路相談・添削・面接指導等） ・求人情報メール送信サービス ・新卒応援ハローワークによるキャリアカウンセリング
大学 4 年次	▼ 就 職 試 験 面 接 内 々 定	10月	◎10月1日正式内定	10月 ↓ 3月 ■未内定者に対するマンツーマンフォロー ■その他支援 ・個別フォロー（進路相談・添削・面接指導等） ・学内企業セミナー ・新卒応援ハローワークによるキャリアカウンセリング	
		11月 ↓ 3月	◎未内定者は就職活動継続 就職支援センター及びハローワーク等による個別フォロー		

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の学生は、就職活動の開始が比較的遅い傾向がある。そのため、1 年次から「ライフデザイン」や「キャリア開発」を開講しているが、学生自身が早期にキャリア目標をたてて実行できる支援体制を整える。また、就職活動が間近な学生には、個別面談や就活バスツアーをととして希望する業種へ就職できるように支援体制を一層充実させる。

保護者については、後援会総会での「学生の就職活動への保護者の関わり方について」等の講話を実施し、本学広報紙「広報 TSB」により就職動向等についての情報提供を継続する。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-3-1】	学修ポートフォリオ	
【資料 2-3-2】	授業概要（シラバス）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-3】	就職先情報	
【資料 2-3-4】	公務員対策講座申込書	
【資料 2-3-5】	就活バスツアー申込書	
【資料 2-3-6】	広報 TSB	
【資料 2-3-7】	三島学園ホームページ（産学連携協議会）	

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活の充実のために、学生課、学生支援委員会、クラス担任（1 クラス 2 人担任制）、学生相談所、保健センター等が学生の支援に当たっている。学生課は、学生サービス・厚生補導の窓口として各種業務に携わり、学生支援委員会は生活全般に係わる事項について協議を行う。担任は、学生修学支援対応マニュアル等を参考にして学生の状況を把握し、適宜各部署と連携を図りながらクラス運営を進めている。

経済的支援

学生への経済的支援には、日本学生支援機構による奨学金の他、大学独自の支援として兄弟で本学に在学している場合に年長者の授業料が半額に減免される授業料等減免制度および新入生 5 名、在学生 3 名の成績優秀者に返還不要の奨学金を支給する三島学園香風会奨学金制度を設けている。なお、東日本大震災において被災した学生を対象に経済的に支援をする目的で奨学金を給付している。

アルバイトについては、学生課が窓口となっている。

課外活動への支援

学生の自主的な課外活動として、教員と学生で構成される学友会が組織されている。学友会の企画・運営は、担当教員と学生が合議しながらサークル活動をはじめ、新入生歓迎行事としてウェルカムパーティ、体育祭、大学祭、七夕祭り、クリスマスパーティー等の全学的な学友会イベントを実施している。

これらの活動を経済的に支援する組織として、保護者等で構成する後援会があり、課外活動の遠征費、展示発表活動費、ファッションショー経費等の支援を行っている。

また、課外活動等において顕著な活躍があった学生を対象に学生表彰（東北生活文化大学学長賞、学友会長・後援会長賞）を授与している。



ファッションショー

生活相談

学生の心のケア、生活相談等は、学生相談所が行っている。学生相談所の専門のスタッフと学生課職員・クラス担任等が連携し、相談機関と医療機関との連絡、保護者との連携を取りながら、学生の相談に対して支援を行っている。

学生の健康管理については、毎年4月に実施している健康診断の結果を受けて、保健センターが対応している。また、実習機関への提出書類作成などを行っている。

なお、保健センター主催で新入生を対象として「薬物乱用防止講演会」を、在校生を対象として「性に関する講話」、「DV講話」および「SNS講話」をローテーションで開催し、薬物乱用による依存の怖さ、男女交際・性に関する正しい知識とその対応等について十分理解できるように指導している。

キャンパス・ハラスメント（セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント）の相談については、学生課と学生相談所が担当し、速やかに対応できる体制となっている。このことについては、外部講師によるFD・SDを実施して防止に努めている。

障がいを持つ学生については、障がい学生支援センターを設置、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」および「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項」を作成し、教職員の共通理解を図っている。

また、特に配慮が必要な学生については、情報共有の範囲など保護者とも密に連絡をとり、支援している。

表 2-9 学生相談利用回数

※利用回数は述べ回数

年度	H27	H28	H29	H30	R1
学生相談利用回数	266	425	351	256	309
在籍数	366	325	313	324	307

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

近年、学生からの相談等が多様であり、専門の臨床心理士や心療内科医師などによる助言および受診が必要な例も見られるため、学生相談所のほか、保健センターや担任および専門機関と連携し、学生への適切な支援が行えるよう体制を強化していきたい。

学生の課外活動は、活発とは言えない状況であるが、学生の自主性を尊重しながら学友会活動が円滑に運営されるように継続的に支援する。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-4-1】	学生修学支援対応マニュアル	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 2-4-2】	担任による指導・支援の指針	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 2-4-3】	NAVIBOOK（奨学金制度） P.13	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 2-4-4】	後援会事業報告書	
【資料 2-4-5】	表彰（学友会長・後援会長賞に関する申し合わせ事項）	
【資料 2-4-6】	東北生活文化大学および東北生活文化大学短期大学部における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領	【資料 2-2-10】と同じ

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学園は、仙台市内に虹の丘キャンパスと向山キャンパスの二つのキャンパスを有しており、虹の丘キャンパスには大学、短期大学部、高等学校を設置しており、向山キャンパスには幼稚園と保育園を設置している。虹の丘キャンパスの校地面積は、約 10 ヘクタールあり、その中で大学の敷地面積は専用と共用を合わせて、基準面積 4,360 m²に対して 19,203 m²となっており、十分な面積を確保している。

大学校舎は 1 号館から 6 号館（4 号館は実習食堂）、図書館、体育館等を整備し、かつ有効に活用している。校舎面積は、専用と共用を合わせて、基準面積 7,978 m²に対して 12,852 m²となっている。

表 2-10 各校舎等の用途

名 称	用 途
1 号館	1 階：家政学科学科会議室、家政学科資料標本室、実験・実習室、研究室 2 階～3 階：実習室、研究室 3 階：実習室、研究室
2 号館	1 階：会議室、実習室、研究室 2 階：実習室、教室、研究室 3 階：実習室、研究室
3 号館	1 階：実験・実習室、研究室 2 階：実習室、演習室、研究室 3 階：実習室、研究室
4 号館	実習食堂、実習室、研究室
5 号館・実験棟	1 階：実験・実習室、研究室 2 階：教室、実習室、研究室
6 号館	1 階：Gallery CORE、学生食堂兼ホール、大学生協 2 階：教室、研究室、教職課程センター 3 階：教室、会議室
図書館	1 階：閲覧室、書架 2 階：書架、倉庫
その他	顕彰館、同窓会館、体育館、クラブハウス、各種工房
百周年記念棟	1 階：学長室、理事長室、事務局長室、事務室、保健室・学生相談所、就職相談室 2 階：OA 室、カウンセリングルーム、会議室、研究室 3 階：百周年記念ホール

学部共通の講義室のほか、専門分野の実験・演習室を適切に配置しており、それぞれの学科の教育目的に合致した設備となっている。6号館は、平成30（2018）年4月に竣工され、講義室のほか、Gallery CORE、学生食堂・売店の厚生施設も整備された。

さらに、運動場、体育館、校舎、図書館等は、同じ敷地内にあるため、学生が移動しやすい環境である。これらの校舎・建物は、学校法人三島学園校舎等建物管理規則に則り、適切に管理運営されている。



学生食堂および大学生協

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

実習施設は、各校舎に必要な設備が整備されている（表 2-10）。また、顕彰館と短大資料室は、博物館実習施設として活用している。

図書館は、大学の校舎に隣接した総延面積約 660 m²の2階建ての建物である。76 席の閲覧座席数を有し、1 階には貸出・返却カウンターのほか、コピーサービス、レファレンスサービス、映像閲覧等の各種サービスを提供する設備とスペースが設置されている。現在、約 7 万冊の蔵書と約 200 種の学術雑誌、約 1800 タイトルの視聴覚資料を有している。開館時間については、8 時 50 分から 18 時 30 分である。蔵書管理等については、図書館蔵書検索システム（OPAC）を設置しており、利用者は館内に設置している複数台のパソコンで所蔵情報を検索できるよう整備されている。また、本学図書館のホームページ上には、他機関とのリンクが設けられており、蔵書の検索、文献複写・文献貸借サービスを受けられる。さらにタブレットの貸出しをおこなっており、蔵書検索や少人数制の授業およびゼミ等個人学習やグループ学習に活用されている。

また、OA 実習室には、PC を 53 台設置した教室と 31 台設置した 2 教室があり、情報関連の授業で使用されているが、授業以外の時間は開放しており、学生は有効に活用している。

このほか、専門的教育内容に特化したコンピュータを備えたデザインメディアルーム（DMR）が設けられている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリー化については、現在、身体的に障がいのある学生はいない実情であるが、段差箇所のスロープ化や階段への手すり設置、6号館にはエレベーターを設置して対応している。一方、野外に関しては、構内に様々な草木が植樹されているため四季を体感できる環境となっているほか、6号館前庭は芝生となっており、現在、育成中であるが、学生の憩いの場としての活用が期待されている。また、学内の施設・設備は近接しており、移動しやすい環境となっている。

施設・設備の安全性については、安全管理委員会が定期的に巡回点検し、改修や改善の要望を提出し、それに基づき法人総務部施設管財課が施設管理の責任を担い、施設の維持・管理に努めている。



デザインメディアルーム



バリアフリー

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、学科、専攻別で入学した学生数が同時にクラス編成単位となり、学科専門科目では、これを基本単位として授業を行っている。大学共通教養科目は、合同の授業であるが、受講者数が多い場合は、学科ごとに開講している（表2-11）。このように、適切な人数で行っている。

表 2-11 クラスの規模（令和2年度在籍者数）

学部・学科・専攻		クラスの規模（人数）			
		1年	2年	3年	4年
家政学部家政学科	服飾文化専攻	18	8	9	9
	健康栄養学専攻	43	28	41	33
家政学部生活美術学科		—	—	39	19
美術学部美術表現学科		77	40	—	—

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

古い施設のバリアフリーに関しては、整備を進めている。また、耐震診断未実施の施設は実施計画を立てて順次整備する。

本学の特徴である、少人数教育への対応のために、適正人数による授業を継続する。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-5-1-①】	学生便覧 P. 162～172（教室・研究室等の配置図）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-1-②】	学生便覧 P. 137（図書館利用案内）	【表 2-11】と同じ
【資料 2-5-1-③】	学生便覧 P. 145（OA 実習室利用案内）	【表 2-12】と同じ
【資料 2-5-2】	東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部安全管理委員会規程	

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望の把握の方策として、FD 委員会により「学生の授業改善アンケート」を実施している。このアンケートは教員の教授能力・技能の向上と学生のニーズに対する授業への改善を図るため、前期と後期授業終了時に原則として総ての授業を対象に実施しており、記入後のアンケートおよびその集計結果を各教員に配付・通知している。さらにこの通知を受けて、各教員には担当授業への分析・考察および改善点・工夫点の回答を求め、これらの内容を取りまとめて毎年報告書を刊行している。報告書は、本学図書館において、学生共々来館者が自由に閲覧できる。

その他、学修支援にかかる学生の意見・要望の受け入れの窓口として担任、学生相談所、教務課、学生課等が機能している。近年、授業に関する相談が学生相談所に持ち込まれるケースが増加している。学生相談所では、これらの相談を必要に応じて関係する学部・学科長および専攻主任に連絡して、各部署での検討を依頼している。

また、IR 室による新入生、在校生、卒業生にアンケートを実施している。

平成 30（2018）年からは、自己点検・評価委員会により学部・学科・専攻の代表学生を選出して、学修支援に関する意見を聴取した。その結果については、同委員会から各種委員会へ申し入れをしている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談

本学学生の心身に関する健康相談は、保健センターが窓口になり学生相談所と連携して

対応をしている。学生相談所には、専門の教員の他、非常勤のカウンセラーを、保健センターには、常勤の教員（医師、看護師）を配置して、学生の相談に対応している。相談結果については、教授会で報告され、情報を共有している。

その他に、学生課が意向調査票を保護者に送付して相談等を受け付けている。この保護者情報を保健センター・学生相談所および担任とで共有し、学生への支援・指導に活用している。

令和元（2019）年度、学生の保健センター利用者数は 324 件であった。応急措置が 168 件と最も多く、内訳は擦過傷、創傷、火傷傷、感冒様症状等である。なお、その他の項目「居場所が無い」が 17 件もあることは気がかりである。また、同年度の学生相談利用状況の相談内容について、内訳をみると対人関係 112 件、次いで、心身健康 107 件、修学上の問題 56 件となっている。また、学生相談利用状況を令和元年度と平成 27（2015）年度とで比較すると平成 27 年度が 266 件（在籍数 366 名）、令和元年度が 309 件（在籍数 307 名）であり、一人当たりの利用回数は 0.7 回から 1.0 回になりこの 5 年間で保健センター利用者は増加していることがわかる。この相談件数の増加の一因として、コミュニケーション力不足に伴う対人関係構築への不安・不適応、そして、近年、相談数が増えている SNS 等を介した人間関係のトラブル等が理由として考えられる。

不安・悩みを抱える学生が増えている事は自明であるが、学生が相談しやすい環境が整い、深い悩みを抱えた個々の学生が頻繁に来室できるようになったこと等も理由としてあげられる。

なお、障がいを持つ学生への対応としては、平成 29（2017）年度に障がい学生支援センターを設置、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」および「教職員対応要領における留意事項」を作成し大学生活の支援を行うための教職員への共通理解を図った。

経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果活用

経済的支援をはじめとする学生生活に関する相談は、学生相談所、学生課および担任が対応し、学生支援委員会および教授会で報告されている。

IR 室では、入学時、在学（3 年次）時、卒業時に「学生対象アンケート調査」を実施している。平成 30（2018）年度在学生の調査項目の「現在抱えている悩み」の「経済面に関すること」では、「とても悩んでいる」と「やや悩んでいる」43%、同じく新入生調査の「大学生活への不安」の「経済面に関すること」では「とても不安」と「やや不安」は 29%を示していた。同じく、平成 31（2019）年度在学生は、45%、新入生では 62%の数値を示した。また、卒業生調査の項目の「在学中に力を入れたことは何ですか」では、平成 29 年度卒はアルバイト 46.1%、平成 30 年度卒はアルバイト 38.0%であった。このことから多くの学生が経済的に不安を抱えており、アルバイトに多くの時間を費やしていることがわかった。

現在、本学では学生の経済的支援として、本学独自の三島学園香風会学業奨学金があり、新入生対象に 5 名、在校生に 3 名の成績優秀者に対して、給付型の奨学金を授与している。また、東日本大震災で被災した学生を対象とした支援として授業料の半額減免措置等を実施している。

日本学生支援機構の奨学金については、学生課とクラス担任が連絡を取り合いながら奨学金の支給に支障のないように配慮している。その他、平成 28（2016）年度より外部団体からの各種奨学金として杜の邦育英会、江頭ホスピタリティ財団、東和食品研究振興会から支援を受けることができた。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境を含む学生生活全般に関する意見・要望を把握するための方策として、FD 委員会の「学生による授業改善アンケート」、IR 室の「学生対象アンケート」が実施されている。そのほか、学友会では意見箱を設置し、寄せられた意見や要望は、学友会総会において報告され、改善してきた。



意見箱

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望を吸い上げる仕組みや窓口は幾つかあり実際に機能しているが、各事案における分析と改善の流れや責任体制については、今後再確認し、課題を解決する。

また、経済的な支援に関しては、令和 2 年（2020）年度に導入された高等教育の修学支援新制度の周知徹底と共に、学生の修学意欲向上のためにも独自の奨学金制度を見直す。さらに卒業後の資格取得を目指す卒業生への支援体制を強化する。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-6-1】 学生による授業改善アンケート実施要綱

【資料 2-6-2】 学生対象アンケート調査結果

【資料 2-6-3-①】 東北生活文化大学自己点検・評価委員会規程第 7 条

【資料 2-6-3-②】 学生代表からの意見聴取結果

【資料 2-6-4】 NAVIBOOK2020（奨学金制度） P. 13

【資料 2-2-6】と同じ

【資料 2-6-5】 学友会会則 2020 学生便覧 P. 149

【資料 F-5】と同じ

〔基準2の自己評価〕

学生の受け入れは、本学の目的、使命に基づいて策定されたアドミッション・ポリシーに沿って適切な体制のもと実施されている。入学者は、本学の教育に適した学力・技能を有し、適正な人数を確保している。

入学後は、学生の多様性に配慮して教職協働の体制を整え、各教職員および部署が連携を密に取り、必要となる学修支援を計画的に行っている。また、オフィスアワーやSAを活用する仕組みを近年整備した。キャリア支援については、学生の社会的・職業的自立を目途に、教育課程を中心として助言体制、インターンシップ制度等を整備している。

本学では、学生生活の充実のために、奨学金、課外活動、心身の健康に至るまでの様々な支援を、適切な体制により行っている。学修環境は、本学が目指す教育の達成や、健全な学生生活の維持に必要な施設・設備を整えて、学生にとって有効に活用できるように運営されている。ただしバリアフリーをはじめとする利便性については、今後一層の整備を進める。

学生の意見・要望については、生活、学修、環境のいずれの内容もくみ上げる窓口があり、それをもとに改善していくシステムも整っている。

さらに、ハラスメントの発生を防ぐために教職員への教育、研修を継続する。

以上を総合して、基準2を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の教育目的・使命に基づいて、以下のとおり学部・学科・専攻ごとにディプロマ・ポリシーを策定した。作成したディプロマ・ポリシーは、ホームページ、学生便覧、SeiBon（大学案内）、大学要覧等に掲載して周知している。

なお、新入生には「スタディスキルズ」の科目の中で説明している。

ディプロマ・ポリシー （卒業認定・学位授与の方針）

【家政学部】

本学部は、「高い知識と技倆を修め、常に文化創造に寄与する清く、正しく、健全な人間の育成をめざす」という建学の精神に基づき、幅広い教養と家政学の専門的な知識と技能を身につけ、地域の生活および文化の創造に貢献できる人材の育成をめざして、以下の到達目標を達成した学生に学位を授与します。

【家政学科服飾文化専攻】

[知識・理解]

家政学の体系を理解するとともに、被服分野における高度な専門知識を身につけ、その知識体系の意義と社会生活を関連付けて服飾文化を理解できること。

[汎用的技能]

主に服飾産業における様々な分野で活躍するために必要となる技能・コミュニケーション能力・論理的思考力を身につけること。

[態度・主体性]

演習・実習・実験等の実践的授業を通して、主体性をもって社会で自律的に活動するために必要な倫理観・責任感・生涯学習力、チームワーク力を身につけること。

[統合的な学習経験と創造的思考力]

これまでに修得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力を身につけること。

【家政学科健康栄養学専攻】

[知識・理解]

家政学の体系を理解するとともに、健康・栄養・食物分野における高度な専門知識を身につけ、その知識体系の意義と社会生活とを関連付けて理解できること。

[汎用的技能]

医療・福祉領域における管理栄養士又は食品業界における健康・栄養の専門家として活躍するために必要な技能・コミュニケーション能力・論理的思考力を身につけること。

[態度・主体性]

演習・実習・実験等の実践的授業を通して、主体性をもって社会で自律的に活動するために必要な倫理観・責任感・生涯学習力、チームワーク力を身につけること。

[統合的な学習経験と創造的思考力]

これまでに修得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力を身につけること。

【生活美術学科】（平成 31 年度より学生募集を停止）

[知識・理解]

家政学の体系を理解するとともに、生活美術分野における高度な専門知識を身につけ、その知識体系の意味と美術を学ぶ意義を、文化・自然・社会に関連付けて理解できること。

[汎用的技能]

美術・工芸・デザインに関する職業や創造活動において、社会の問題に柔軟に対応し、解決することができるコミュニケーション能力・論理的思考力・創造力・表現力を身につけること。

[態度・志向性]

生活と美の融合を志向し、自律的・主体的に他と協働して地域社会の一員として責任を果たし、倫理観・生涯学習力を身につけること。

[統合的な学習経験と創造的思考力]

これまでに獲得した知識・技能・態度および「卒業研究」等によって培った創造的思考力を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を主体的に解決する能力を身につけること。

【美術学部】

本学部は、「高い知識と技倆を修め、常に文化創造に寄与する清く、正しく、健全な人間の育成」という建学の精神に基づき、幅広い教養と美術の専門知識と技能を身につけ、地域社会の発展に貢献し、持続的な文化の創造に寄与する人材の養成をめざして、以下の到達目標を達成した学生に学位を授与します。

【美術表現学科】

[知識・理解]

美術の基本的な体系を理解するとともに、美術、工芸、デザイン、メディア芸術（マンガ・イラスト・アニメーション・ゲーム）分野において、それぞれの専門知識と技能を身につけ、その知識や技能体系を、産業、文化、自然に関連付けて理解できること。

[汎用的技能]

美術、工芸、デザイン、メディア芸術分野での創造的活動および職業や地域貢献活動に必要な技能として、多様な情報を収集・分析し、整理するための情報リテラシー、また社

会生活に必要な他者と意思疎通ができるためのコミュニケーション・スキルやプレゼンテーションスキル、問題を発見し、自律して学修し解決するための論理的思考・分析力を身につけること。

〔態度・志向性〕

社会の一員として、チームワークの中で他者と協調・協働して行動し、積極的に地域社会の発展に貢献することができること。また、卒業後も、自律して文化創造活動など学修する態度を身につけること。

〔統合的な学習経験と創造的思考力〕

これまでに獲得した知識・技能・態度などを総合的に活用し、さまざまな分野で課題を見出し、その課題について広い視野から深く考察し、問題解決に導くことができる創造的思考力を持つこと。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位の認定とその基準については、「学則」および「東北生活大学共通教育課程、履修方法等に関する規程」に明記している。さらに、「授業概要（シラバス）」には授業の到達目標および学位授与の方針との関連が明記され、これにより単位の認定が行われる。

進級基準については、「2 年次より 3 年次に進級するための基準」に卒業認定に関わる科目のうち 62 単位以上の取得が要件であることを明記している。

卒業認定基準については、本学に 4 年以上在学し、卒業認定に関わる科目のうち 124 単位以上修得したものについて認定すると学則に明記している。

これらの基準について学生には、年度初めのガイダンスで複数回にわたって周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

各授業科目の単位認定の基礎となる成績評価の方法について、詳細は科目ごとに「授業概要（シラバス）」に明記されている。

各授業の到達目標は、それぞれディプロマ・ポリシーと関連しており、「授業概要（シラバス）」および「カリキュラム・マップ」に明記している。成績評価は、到達目標の達成度を示すことから、ディプロマ・ポリシーと単位認定の関連は明確である。授業担当教員には、「授業概要（シラバス）」に評価のポイントなどを具体的に記載するよう要請している。その評価方法に基づいて単位付与を行っている。なお、「授業概要（シラバス）」は、第三者によるチェックが行われている。

また 1 年間で修得できる単位数には上限を設定し、全体として 124 単位以上の修得を卒業要件としている（表 3-1-①, ②）。さらに、教授会にて、卒業および進級を認定している。

学則

第 14 条 授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画は、学生にあらかじめ明示する。

2 学修の成果に係る評価および卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

3 前項の基準は、別に定める。

東北生活大学共通教育課程、履修方法等に関する規程

第6条 学生は、授業を受けた科目（履修登録をした授業科目に限る。）について試験を受けることができる。ただし、次の各号の一に該当する者は、この限りでない。

(1) 当該履修科目の総授業時数の3分の2以上の出席ない者

(2) 授業料その他の学生納付金の納付のない者（延納願を提出し、許可された者を除く。）

2 試験の評価は、筆記、演習、実験、実習又は実技の試験成績並びに平常の学業成績をもって行う。ただし、演習、実験、実習又は実技は平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 試験の成績の評価 S, A, B, C, D の区分は、次のとおりとする。

S 90点から100点まで

A 80点から89点まで

B 70点から79点まで

C 60点から69点まで

D 59点以下

試験は、当該授業科目が開設されている学期（通年開講の科目にあつては、年度）内に行う。

第 7 条～第 10 条 省略

第 11 条 3 年次に進級するためには、大学共通教養科目、基幹科目（家政学部のみ対象）および専攻科目を合わせ 62 単位を修得していなければならない。

「2020 学生便覧 P.70、96～97」より

履修科目の登録の上限

1 年間において履修科目として登録することができる単位数の上限は、東北生活文化大学共通教育課程、履修方法等に関する規程の第 5 条に表記されている（表 3-1）。

表 3-1-① 令和 2 年度上限単位数

			上限単位数			
			1 年	2 年	3 年	4 年
家政学部	家政学科	服飾文化専攻	54	54	54	50
		健康栄養学専攻	50	50	50	50
美術学部	美術表現学科		50	50	50	50

表 3-1-② 家政学部生活美術学科経過措置

	平成 31 年度			令和 2 年度		令和 3 年度
	上限単位数			上限単位数		上限単位数
	2 年	3 年	4 年	3 年	4 年	4 年
家政学部 生活美術学科	50	50	50	50	50	50

GPA 制度

本学では、学生の学修状況を、学習目標の到達と修得単位数を総合的かつ質的に評価するために GPA (Grade Point Average) 制度を導入している。

学生の成績評価をより明確にすることにより、授業に対する学生の意識を高め、学期ごとに学生の学修および学修指導に役立てることを目的としている。

なお、累積 GPA が、1.0 未満の場合には、退学勧告をすることがある。

進級認定基準

進級基準は、「2 年次より 3 年次に進級するための基準」により、卒業認定に関わる科目のうち 62 単位以上の取得が定められており、2 年次終了時の修得単位数を基に、学科会において協議後、教授会（進級認定会議）で審議され、厳正に適用されている。

2 年次より 3 年次に進級するための基準

2 年次より 3 年次に進級するための最低修得単位数

1. 2 年次より 3 年次へ進級する者は、下記の表の基準による単位数を修得しなければならない。

2. この基準によりがたい特殊のものは、関係教職員協議の上、可否を決定する。

科目名	単位数	備考
共通教養科目 基幹科目 学科専攻専門科目	62 単位	

「2020 学生便覧 P.64」より

卒業認定基準

卒業認定基準は、4 年以上在学し、124 単位以上の修得の要件が定められており、4 年次終了時の修得単位数を基に、学科会において協議後、教授会（卒業認定会議）で審議され、学長が認定することで厳正に適応されている。

学則 第 5 章 卒業および学位

第 22 条 本学に 4 年以上在学し、124 単位以上修得した者について、学長が卒業を認定する。

第 23 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 前項の規定により授与する学位には、次の区分により専攻分野の名称を付記する。

家政学部 家政学科 学士（家政）

美術学部 美術表現学科 学士（美術）

「2020 学生便覧 P.72」より

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 31（2019）年にディプロマ・ポリシーの見直しおよび、授業科目の学年配置を変更した。さらに、シラバスの書式の改定や第三者によるチェックにより単位認定が適正化された。今後も社会情勢の変化に対応した見直しをする。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 3-1-1】 大学ホームページ（ディプロマ・ポリシー）

【資料 F-13】と同じ

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育目的の達成に係るディプロマ・ポリシーを実現するために、教育課程の編成方針であるカリキュラム・ポリシーは以下のように定められており、SeiBon（大学案内）、全学生に配布される学生便覧および大学ホームページで公開している。

カリキュラム・ポリシー （教育課程編成・実施の方針）

【家政学部】

本学部は、豊かな人間力と実践力を備え、地域の生活の向上と優れた文化の創造に貢献できる人材を育成するため、幅広い教養と高度な専門分野の「学士力」を修得させることをめざします。そのため、各専門分野に応じた「知識・理解」、「汎用的技能」、「態度・主体性」及び「統合的な学習経験と創造的思考力」を培う教育課程を編成し、実践的・能動的学修の充実を図ります。

【家政学科服飾文化専攻】

服飾文化専攻は、家政学の体系を理解するとともに、特にその中の被服分野に関する高度な専門知識を修得するとともに、衣料管理士資格を取得することを基本目標として、多様な実験・実習を通して、服飾産業での商品企画・基礎研究・製造・流通などに力を発揮できる人材育成をめざした教育課程を編成します。また、学修成果の評価は、実習・実験等の実践的科目においてはルーブリックを設けて、評価項目を具体的に提示した客観的評価を行います。

- ・1年次は、初年次教育として「スタディスキルズ科目・ライフデザイン科目」により大学生活や学修の基盤を築き、「学部共通教養科目」で広い視野からの総合的な洞察力を養い、「基幹科目」で家政学を体系的に理解し、「生活文化分野」、「被服企画・造形分野」、「被服材料・加工・整理分野」の基礎的な知識・技能を修得します。また、各自の目標に応じて高等学校と中学校の教諭一種免許〔家庭〕、学芸員等をはじめとする各種免許・資格の取得も計画し、必要な科目の単位修得を始めます。
- ・2年次は、「被服材料・加工・整理分野」の理解を深めるとともに、「服飾文化分野」、「流通・消費・情報分野」の基礎的な知識・技能を修得します。さらに研修旅行を実施し、服飾産業の実情とその基盤となる文化について多角的に知識を修得するとともに、コミュニケーション能力、論理的思考力を身につけます。

- ・3年次は、「服飾文化分野」、「流通・消費・情報分野」の実践的学修科目を通して応用力を深めます。また各自の進路目標に応じ戦略的に服を流通するためのビジネスを学ぶ「服飾ビジネスコース」と、快適で安全で楽しい衣生活を送るための生活を学ぶ「服飾生活コース」に分かれ、専門性とチームワーク力を高めます。さらに、専門分野のまとめとして「専門研究Ⅰ」に取り組み、各自の研究分野の情報収集を行い、主体的に課題を発見してそれを解決するための計画を立案し、実行する態度、倫理観、責任感を養います。
- ・4年次は、各自が選択したコースの専門科目の履修と、「専門研究Ⅰ」をより発展させた「専門研究Ⅱ」に取り組み、これまでに修得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、課題解決能力、創造的思考力、生涯にわたって学習する力を養います。

【家政学科健康栄養学専攻】

健康栄養学専攻は、家政学を基礎から体系的に学び、特にその中の食物領域に関する高度な専門知識を修得するとともに、管理栄養士免許を取得することを基本目標とし、多様な実験・実習を通して、医療・福祉領域において管理栄養士業務に必要な技能、食品業界における商品企画・基礎研究・製造・販売などの分野に力を発揮できる人材育成をめざした教育課程を編成します。また、学修成果の評価は、実習・実験等の実践的科目においてはルーブリックを設けて、評価項目を具体的に提示した客観的評価を行います。

- ・1年次は、初年次教育として「スタディスキルズ科目・ライフデザイン科目」により大学生活や学修の基盤を築き、「学部共通教養科目」で広い視野からの総合的な洞察力を養うとともに、特に化学の基礎学力の充実を図ります。また、「基幹科目」で家政学を体系的に理解します。さらに管理栄養士養成カリキュラムの「専門基礎分野」科目により、食品・栄養・健康の基礎的な知識・技能を修得します。
- ・2年次は、「専門基礎分野」及び「専門分野」の講義・実験・実習を通して栄養管理・給食管理等に必要な知識・技能を身につけます。
- ・3年次は、「専門基礎分野」及び「専門分野」の科目に加え、能動的学修科目を通して応用力を深め、臨地実習で給食管理の実践力を養います。また、これまでの学修のまとめとして「課題研究」に取り組み、各自の研究分野の情報収集を行い、課題を発見してそれを解決するための計画を立案し、実行する能力を養います。
- ・4年次は、臨地実習で臨床栄養・公衆栄養の実践力を養うとともに、自己管理能力・コミュニケーション能力を身につけます。また、「課題研究」をより進展させ、これまでに修得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、創造的思考力を養います。

【生活美術学科】（平成 31 年度より学生募集を停止）

生活美術学科は、家政学の体系を理解するとともに、生活と美の融合を追求し、広く深く高度な専門技能を修得できるように 4 つのコース（アーティストコース・アートな職人コース・デザイナーコース・アートインストラクターコース）を設置し、一人一人の個性・能力・意欲を最大限に引き出し、地域社会に貢献できる人材育成をめざした教育課程を編成します。就職や大学院への進学など卒業後の進路についても、1 年次からキャリア形成教育を導入し、目標実現に対する意識向上を図る能動的学修を実践します。また、学修成果の評価は、実技・演習等の実践的科目においてはルーブリックを設けて、評価項目を具体的に提示した形成的・客観的評価を行います。

- ・ 1 年次は、初年次教育として「スタディスキルズ科目・ライフデザイン科目」により大学生活や学修の基盤を築き、「学部共通教養科目」および「基幹科目」で家政学の体系を理解します。また、「絵画基礎」、「彫刻基礎」、「工芸基礎」、「デザイン基礎」等により、各専門分野における基本的な知識・技能を修得し、大学で美術を学ぶ意義を理解します。さらに、取得を希望する免許・資格についても、計画的に準備します。
- ・ 2 年次は、「絵画」、「彫刻」、「工芸」、「デザイン」、「美術理論」、「生活美術関連科目」、「美術教育関連科目」等から複数履修し、学びたい分野の技能・知識を能動的に深め、GPA を考慮し、適正なコース選択に備えます。
- ・ 3 年次は、各自が選択した 4 つの専門コース（アーティストコース・アートな職人コース・デザイナーコース・アートインストラクターコース）に分かれ、それぞれの専門分野における創造力・表現力を修得します。後期には「卒業研究」へむけて情報収集を行い、課題を発見してそれを解決するための計画を立案し、実行する態度を養います。また、就職活動に対応した「キャリア形成科目」も履修します。
- ・ 4 年次は、各コースの専門分野における創造的思考力・表現力をさらに高め、4 年間の統合的な学習経験の集大成となる「卒業研究」に取り組み、展示・研究発表を行います。また、免許・資格に対応したセミナー・講義等により、その取得をめざします。

【美術学部】

本学部は、豊かな人間力と実践力を備え、地域社会の発展に貢献できる人材を養成するため、幅広い教養と美術、工芸、デザイン、メディア芸術分野における高度な知識、技能および先端的で多様な表現や技法の教育内容を組み入れた教育課程を編成することにより、実践的で能動的な学修の充実を図ります。

【美術表現学科】

美術表現学科は、美術の体系を理解するとともに、深く高度な専門技能を修得できるように 2 つのコース（美術・工芸コースおよびデザイン・メディア芸術コース）を設置し、一人一人の個性・能力・意欲を最大限に発揮できる教育課程を編成します。また、地域社会で社会人として貢献できる人材育成として、1 年次から 4 年次に亘ってキャリア形成教育を導入するとともに、1 年次から 3 年次に亘る実践活動を主体とする「地域創生演習」によって、就職や大学院への進学など卒業後の進路について目標実現に対する意識向上を図る能動的学修を行います。学修成果の評価は、実技・演習等の実践的科目についてはルーブリックを設けるなど、科目によってより客観的に評価できるように多様な評価方法を取入れて行います。

- ・1 年次は、初年次教育として「スタディスキルズ」科目、「ライフデザイン」科目により大学生活や学修の基盤を築き、大学共通教養科目で広い視野からの総合的な洞察力を養い「美術理論」で美術を学ぶ意義と美術の体系について理解します。また、「絵画基礎」、「彫刻基礎」、「工芸基礎」、「デザイン基礎」、「メディア芸術基礎」等により、各専門分野における基本的な知識・技能を修得します。さらに、免許・資格取得に必要な科目についても、4 年間で無理なく単位取得ができるように、各年次を通して計画的なカリキュラム編成を行っています。
- ・2 年次は、「美術」、「工芸」、「デザイン」、「メディア芸術」、「美術理論」の各専門科目から複数履修し、学びたい分野の知識・技能を深め、3 年次からの適正なコース選択に備えます。また、キャリア形成教育として「キャリア開発」科目によって、具体的な職業選択についての情報を得て卒業後の進路に備えます。
- ・3 年次は、各自が、2 つの専門コース（美術・工芸コース、デザイン・メディア芸術コース）から選択したそれぞれの専門コースに分かれ、専門分野における創造力、表現力を修得します。後期には、それぞれの専門分野における専門科目を履修することによって、4 年次の「卒業研究」に向けて情報収集を行い、課題を発見して解決するための計画を立案し、実行する態度を養います。
- ・4 年次は、専門分野における創造力、表現力をさらに高め、4 年間の集大成となる「卒業研究」に取組み、展示・研究発表を行います。また、免許・資格に対応したセミナー・講義等により、その取得を目指し、キャリア形成科目の「キャリアサポート」により、就職活動を支援します。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの内容を具現化するための教育課程（教育内容・年次配当）の概要を示している。それに基づいて構成されたカリキュラムがディプロマ・ポリシーを反映したものであることは、カリキュラム・マップに明示している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーの体系的編成は、授業の到達目標がディプロマ・ポリシーのどの内容と一致しているかを「授業概要（シラバス）」に明記している。学生には、より分かりやすく伝えるために、カリキュラム・マップをもとにカリキュラムチャートを作成し、1年次から4年次までどのように履修していくかについて履修モデルを作成している。履修モデルの年次別履修単位数については、履修単位数の上限を設けており単位制度の実質を保っている（表 3-1-①）。これらの教育課程の体系的編成はホームページに公開している。

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育は、家政学部・美術学部に通じた「大学共通教養科目」として設けられている（表 3-2）。これは「人間と自然科学」、「人間と社会」、「人間と文化」、「言語とコミュニケーション」、「健康とスポーツ」および「キャリア形成」の6科目群からなり、1年次のみならず、学修の進行に沿って4学年にわたって履修するよう配置されている。各科目履修の必修・選択の区分は、各学科・専攻でそれぞれの教育目標に沿って個別に設定されている。また、これらの教育により基礎学力を養成し、社会生活に関連する幅広い教養を保證するために修得単位数の下限を定めている（表 3-3）。

表 3-2 大学共通教養科目

科 目			単位数		備 考
			必修	選択	
人間と自然科学	化 学 I			2	健専（必）
	化 学 II			2	健専（必）
	有機化学 I			2	健専（必）
	有機化学 II			2	健専（必）
	生 物 学 I			2	健専（必）
	生 物 学 II			2	健専（必）
	環 境 学			2	健専（必）
	統 計 学			2	
	数 学			2	
人 間 と 社 会	経 済 学			2	
	社 会 学 I			2	
	社 会 学 II			2	
	歴 史 I			2	
	歴 史 II			2	
	日 本 国 憲 法	2			
	法 学 概 説			2	
人 間 と 文 化	哲 学 I			2	
	哲 学 II			2	
	心 理 学 I			2	
	心 理 学 II			2	
	美 術			2	
	生 活 文 化 論			2	
言語とコミュニケーション	英 語 I			2	服専・健専（必）
	英 語 II			2	健専（必）
	英 会 話 I			1	服専・健専（必）
	英 会 話 II			1	
	仏 語 I			1	
	仏 語 II			1	
	中 国 語			1	
	日 本 語 基 礎			2	
	国 語 表 現 法			2	
	情 報 基 礎 学			2	
健康とスポーツ	ス ポ ー ツ			2	
	武 道			1	

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
キャリア形成	ス タ デ ィ ス キ ル ズ	1		
	ラ イ フ デ ザ イ ン	1		
	キ ャ リ ア 開 発 I		1	
	キ ャ リ ア 開 発 II		1	
	キ ャ リ ア 開 発 III		1	
	キ ャ リ ア 開 発 IV		1	
	キ ャ リ ア サ ポ ー ト I		1	
	キ ャ リ ア サ ポ ー ト II		1	
		4	66	

備考欄に「服専・健専（必）」又は「健専（必）」とある授業科目は、服飾文化専攻の学生、健康栄養学専攻の学生は必修である。

表 3-3 大学共通教養科目の修得単位数の下限

			修得単位数の下限
家政学部	家政学科	服飾文化専攻	22
		健康栄養学専攻	32
	生活美術学科		22
美術学部	美術表現学科		22

「2020 学生便覧 履修の方法等」より引用

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発は、入学前教育として e-learning、初年次教育として「スタディスキルズ」、資格取得を目指した専門教育、体験学習・調査学習等のアクティブラーニング、さらに問題解決型授業を導入している。これらを含む全開講科目は、学生による授業改善アンケートを実施し、評価結果について報告書を作成し、公開している。授業評価結果については、授業評価優秀者を表彰するとともにセミナーを開催して、授業技術の向上を図っている。

また、各学期で一週間の公開授業（学内）を実施し、参加教職員による講評を受けるとともに、授業技術の向上に活用している。

その他、専門教育の一環として研修旅行を実施している。研修学年の各担任が見学、実習、講演の内容等について、学生が早期に専門職への興味、関心を持ち、仕事内容の理解を深められるよう企画している。令和元年度の実施状況は以下に示した。

家政学科服飾文化専攻 2 年 家政特別演習（研修旅行）9 月 10 日～9 月 13 日

家政学科健康栄養学専攻 2 年 家政特別講義Ⅱ（学外研修）9 月 17 日

美術表現学科 1 年 研修旅行 5 月 10 日～11 日

（3）3-2 の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を実施しているが、体系化の強化のためにティーチング・ポートフォリオの作成や、実習実験で導入されたルーブリックの拡充、「学習支援センター」の充実化を図る。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 3-2-1】	大学ホームページ（カリキュラム・ポリシー）	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-2-①】	カリキュラム・マップ	
【資料 3-2-2-②】	大学ホームページ（カリキュラムチャート）	
【資料 3-2-3】	授業概要（シラバス）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-4】	大学ホームページ（履修モデル）	
【資料 3-2-5】	東北生活文化大学学則（第 11 条別表Ⅰ）	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-6】	2020 学生便覧（Ⅳ. 履修の方法等）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-7】	「学生による授業改善アンケート」授業評価優秀者表彰の候補者推薦要領	
【資料 3-2-8】	公開授業実施要綱・公開授業参観メモ（様式）	
【資料 3-2-9】	研修実施要項（教授会資料）	

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学修成果の点検・評価方法について令和元年度に、三つのポリシーと育成する人材像を踏まえたアセスメント・ポリシーを定めた（表 3-4）。

表 3-4 アセスメントポリシー

評価を行う組織（レベル）			評価方法・指標		
			【入学前・入学時】 アドミッション・ポリシーを満たすかどうかの検証	【在学中】 カリキュラム・ポリシーに則って学修が進められているかどうかの検証	【卒業時・卒業後】 ディプロマ・ポリシーに到達したかどうかの検証
機関レベル			・入学試験（調査書・面接含む） ・入学時満足度調査	・進級率 ・休学率 ・退学率 ・学生調査 ・満足度調査 ・学修行動調査 ・課外活動状況	・卒業率 ・就職率 ・進学率 ・学位授与数 ・アンケート調査（学生・卒業生・就職先）
教育課程レベル	全学科専攻共通		・入学試験 ・入学前教育（全学科共通）	・GPA ・修得単位数 ・満足度調査 ・学修行動調査 ・課外活動状況 ・学修ポートフォリオ	・GPA ・資格・免許取得状況 ・単位修得状況 ・卒業時満足度調査 ・アンケート調査（学生・就職先・卒業生） ・就職率（専門職就職率も） ・学位授与数
	家政学科	服飾文化専攻	・ファッションカレッジ	・ファッション販売能力検定 ・色彩検定 ・消費者力検定	・TA 資格取得状況 ・教員免許取得状況 ・学芸員資格取得状況 ・重要科目の GPA
		健康栄養学専攻	・入学前教育（化学、生物講座）	・栄養士実力認定試験結果 ・登録販売者取得状況	・管理栄養士国家試験受験資格取得率 ・栄養士免許取得率
	美術表現学科		・入学前教育（デッサン）	・地域連携プロジェクト参加状況 ・アート・デザインコンペ参加状況	・教員免許取得状況（美術・工芸） ・学芸員資格取得状況 ・卒業制作または卒業論文 ・美術展への出品、応募状況
科目レベル			・入学試験 ・プレイスメントテスト	・成績評価	

アセスメント・ポリシーに基づいた主な点検・評価方法は、以下のとおりである。

- ・シラバスに掲げた「成績評価方法・基準」に基づき、小テスト、レポート、論文、実習ノート、プレゼンテーション、期末試験等により行われている。
- ・学科・専攻で取得できる免許・資格にかかる評価は、それらの取得状況、国家試験や教員採用試験等の合格状況による。取得できる免許・資格の一覧を表3-5に示した。
- ・IR室による在学年および卒業時の「学生対象アンケート調査」を実施し、結果を教職員に配信して、情報を共有している。また、就職状況については、教授会で報告している。

表 3-5 取得できる免許・資格一覧

家政学部家政学科	
服飾文化専攻	健康栄養学専攻
・衣料管理士（TA）2級 ・高等学校教諭一種免許（家庭） ・中学校教諭一種免許（家庭） ・小学校教諭二種免許 ・学芸員 ・消費者力検定 ・A・F・T色彩検定（2級・3級） ・ファッション販売能力検定 ・パーソナルカラー検定	・管理栄養士国家試験受験資格 ・栄養士免許 ・食品衛生管理者任用資格 ・食品衛生監視員任用資格 ・栄養教諭一種免許 ・登録販売者（国家試験） ・食生活アドバイザー
美術学部美術表現学科	
・高等学校教諭一種免許（美術） ・中学校教諭一種免許（美術） ・高等学校教諭一種免許（工芸） ・学芸員 ・小学校教諭二種免許 ・トレース技能検定 ・レタリング技能検定 ・色彩検定 ・インテリアコーディネーター	

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

FD委員会が所掌する「学生による授業評価に関する事項」において、学生による授業改善アンケートを10人以上の履修登録者がいる全ての授業で実施し、評価結果について報告書を作成し、公開している。さらに授業評価結果については、次年度のシラバスに反映させる。また、授業評価優秀者を表彰するとともにセミナーを開催して、教員間で授業技術の向上を目指す機会を設けている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

アセスメント・ポリシーの充実を図り、学修ポートフォリオ等の見直しを行う。IR 室による「学生対象アンケート調査」結果を活用するとともに、今後は就職先企業等へのアンケート調査を実施する。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 3-3-1】 学生対象アンケート調査結果

【資料 2-6-2】と同じ

【資料 3-3-2-①】 東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部 FD 委員会規程

【資料 3-3-2-②】 平成 30 年度 FD 活動報告書

【基準 3 の自己評価】

本学の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに基づいて、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を定め、学生便覧に明記し、周知している。

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに基づいて作成され一貫性が確保されており、その構成はカリキュラム・マップに示されて、厳正に適用されている。

授業評価は、主に FD 委員会により実施され、その結果は次年度のシラバスに反映させている。

以上を総合して、基準 3 を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学では、教授会規程に従って、学長が教授会を招集し、教学マネジメントに対する意見を聴取して、意思決定を行っており、リーダーとして教学マネジメントを主導している。教授会は、学長、副学長、教授、准教授および講師で構成されている。教授会前の連絡調整機関として運営会議が開催されている。同会議は、学長、副学長、学部長、学科長、専攻主任、図書館長、保健センター長、事務部課長、法人事務局長、法人部課長で構成され、学長の補佐体制を整備している。併せて、学科・専攻において定期的に会議を開催して意思の統一を図っている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の権限および責任については、「三島学園職務権限規程」により各職務の権限の分散と責任の明確化とともに学長の補佐体制が示されている。教学マネジメントの具体的な内容は、学部・学科・専攻、総務室、将来構想室、評価室、広報入試室、学務室、学生支援室、保健センターおよび図書館等、各種委員会で検討・審議したものであり、運営会議を経て、教授会で最終審議・決定している。これらは、「教授会における意見聴取事項」として定められ周知されている（図 5）。

令和2年5月1日現在

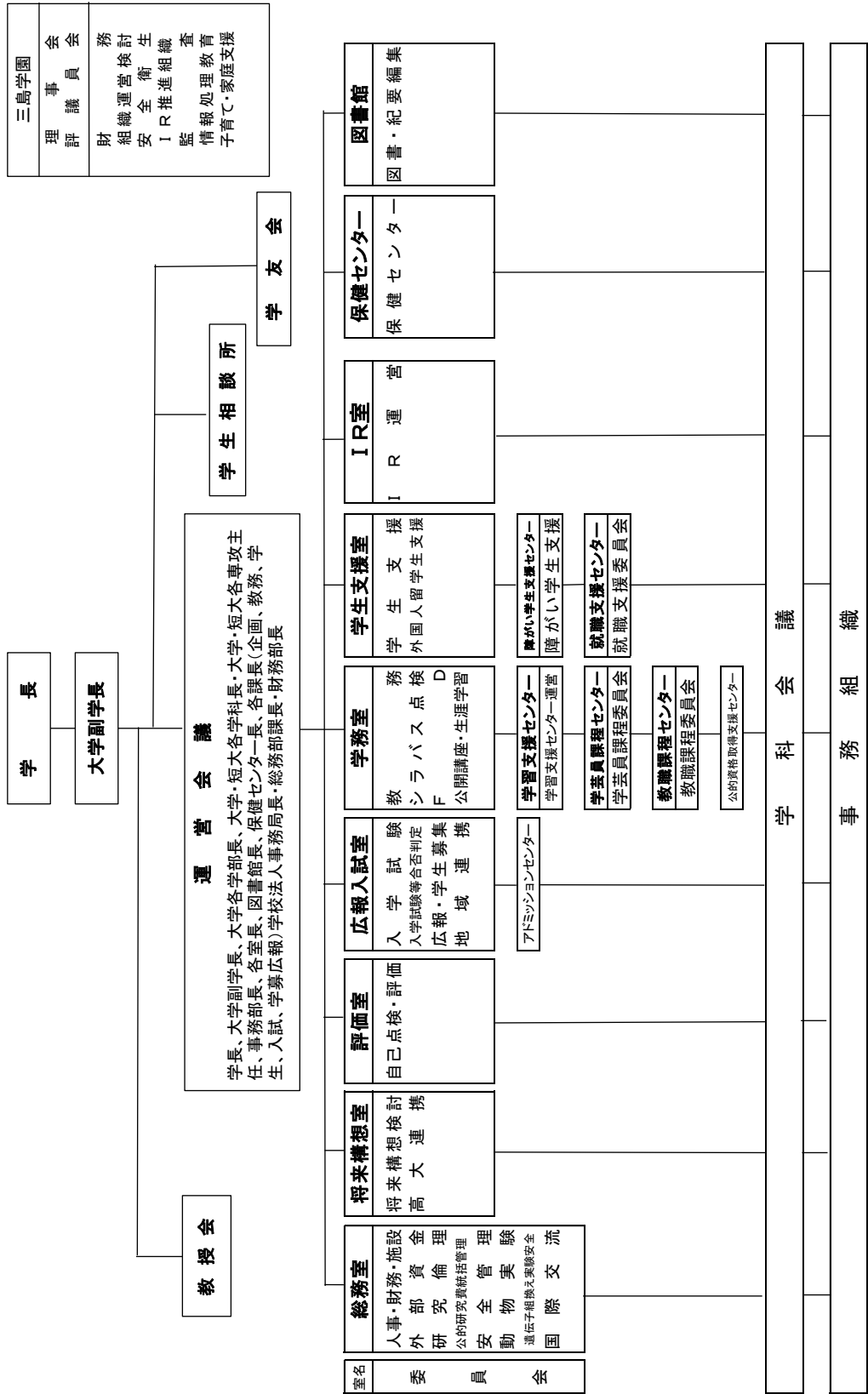


図5 大学運営組織図

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学は、教職協働を基本として、職員は、教授会、運営会議および各種の委員会の総てに配置されており、これらの会議で遂行される教学マネジメントの構築に常に関わっている。事務組織は、企画課、教務課、学生課、入試課および学募広報課から成り、教授会、運営会議での決定事項を課長から他の職員に報告しており、教学マネジメントの機能性は確保されている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

近年、大学には「学習者本位の教育の実現」への転換が求められている。この実現に向けて、本学でも具体的な方策を検討しているが、教学マネジメント指針に示されている「個々人の可能性を最大限に伸長する教育」が実効性を持って「限りある資源を効率的に活用」されるよう教職協働体制を整備する。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 4-1-1】 東北生活文化大学教授会規程

【資料 1-2-2】と同じ

【資料 4-1-2】 三島学園職務権限規程

【資料 4-1-3】 教授会における意見聴取事項

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

4-2-① 教育目的および教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の教員組織は、大学設置基準を満たし、その他、各種の資格の養成校に必要な教員を配置している（表 4-1）。

教員の採用・昇任は、「東北生活文化大学教員候補者選考規程」および「東北生活文化大学教員候補者選考委員会内規」に基づいて審査委員会を設け、ふさわしい教員を選考し、教授会を経て理事会で承認を得ている。

表 4-1 教員の配置

令和 2 年 5 月 1 日現在

学 部	教 授	准教授	講 師	助 教	助 手	計
家政学部	10	2	6	0	5	23
美術学部	5	1	5	0	0	11
計	15	3	11	0	5	34

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD 委員会規程により FD 委員会を設置し、「教育内容等改善のための組織的な研修および研究の企画を行いおよびこれを推進させるものとする。」具体的には、定期的な FD・SD 研修会の開催、学内公開授業を実施している。公開授業は、全ての教職員が学科・専攻の区別なく参観して、授業に対する客観的な意見交換ができるようになっている。

また、在仙大学等 12 校で構成される、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）「みやぎ・せんだい協働教育基盤による地域高度人材の育成」の参加校として、ディープアクティブラーニングの開発に参画し、教員の教育技法の改善を行っている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育内容・方法等の改善に関する学外研修への参加を励行し、その内容について報告を受け、教育の質保証に努める。また、FD 委員会による「学生による授業改善アンケート」の継続と活用を図る。さらに、専門分野を担当できる専任教員の拡充に努めたい。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- 【資料 4-2-1】 東北生活文化大学教員候補者選考規程
- 【資料 4-2-2】 東北生活文化大学候補者選考委員会内規
- 【資料 4-2-3】 令和元年度東北生活文化大学教授会議事要録
- 【資料 4-2-4】 令和元年度理事会議事要録
- 【資料 4-2-5】 東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部 FD 委員 【資料 3-3-2-①】と同じ
会規程
- 【資料 4-2-6】 COC+協定書（写）

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、教職員の資質向上のために、「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部 SD 研修に関する規程」により、SD 研修会の参加を義務付けている。令和元（2019）年度は、SD 研修会を 4 回実施したほか、私立大学協会主催の研修会や学都仙台コンソーシアムの研修会等に参加した（表 4-2）。

表 4-2 学内の SD 研究会

研修タイトル	実施期日	講師	参加者数(人)
環境の変化と現場に求められる適応性と対策	令和元年 8 月 20 日	東京商工リサーチ 東北支社調査部 森川 泰充氏	55
財政説明会	令和元年 8 月 21 日	大庭理事長 後藤財務部長	54
ループリック活用の実際	令和元年 9 月 12 日	川又 勝子准教授 鈴木 裕行教授 北折 整教授 松尾 広教授 横山 美喜子教授	43
研究倫理、コンプライアンス 及び科研費に関する研修会	令和元年 9 月 12 日	池田 展敏教授 白崎事務部長 後藤財務部長	43 および e-ラーニング受講者

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の研修は、終了後にアンケート調査を実施し、要望の多い項目について研修会を実施していきたい。学内外の研修会を通して、教育機関として質の高い教育および学生サービスを提供できるように職員の資質向上を目指す。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 4-3-1】 東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部 SD 研修に関する規程

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、助教以上の全教員に個別に研究室が与えられ、日々教育・研究に従事している。

また、「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部研究奨励賞」および「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部教育改革推進研究奨励賞」を制定して研究環境を整備し、将来の研究課題に結び付く先導的な研究、本学の教育上の改革あるいは課題解決に結び付く先導的な研究、および科学研究費補助金等の外部資金を獲得するための準備的な研究を支援している。受賞者には、学長裁量経費から1件につき25万円支給されている。

学内での研究発表の場としては、「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部紀要」への投稿があり、教育方法・教育活動に関する研究成果に関しては、「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部教職課程センター報」への投稿できる。

また、公的研究費の公募に関する情報は、速やかに周知されており、外部資金の獲得を奨励している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部研究倫理規程」に基づいて研究倫理委員会を設置し、研究倫理に関する審査を行っている。同委員会では「研究活動における不正行為への対応等に関する規程」、「公的研究費の不正防止計画」等を制定し、毎年説明会を行い、研究活動に携わる全教職員の参加を義務付けて厳正に運用している。これらの規程は、本学のホームページで公開している。

学生に対しては、「スタディスキルズ」の科目の中で研究倫理について教育している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究費は、年度初めに学部ごとに教員数に応じて内示され、学部内で適切に配分している。これらの財政的な支援の他、必要に応じて職員等による人的支援が行われている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、個人の研究費が十分とは言えず、科学研究費補助金や研究助成金など外部資金の獲得に向けて取り組みたい。また、教員の研究活動を推進するための施設・設備を拡充したい。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- | | | |
|------------|--|--------------|
| 【資料 4-4-1】 | 東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部研究奨励賞募集要項 | |
| 【資料 4-4-2】 | 東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部教育改革推進研究奨励賞要項 | |
| 【資料 4-4-3】 | 東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部研究倫理規程 | |
| 【資料 4-4-4】 | 東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部研究活動における不正行為への対応等に関する規程 | |
| 【資料 4-4-5】 | 東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部における公的研究費の不正防止計画 | |
| 【資料 4-4-6】 | 授業概要（シラバス「スタディスキルズ」） | 【資料 F-12】と同じ |
| 【資料 4-4-7】 | 東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部における公的研究費の管理及び監査に関する規程 | |

【基準 4 の自己評価】

学長によるリーダーシップのもと補佐体制が充実し、教職員それぞれの責任のもとに学生をサポートする体制が整備されている。さらに、教職員は FD、SD 研修への参加により、大学運営に必要な資質、能力の向上に常時取り組んでいる。

研究支援については、「本学研究奨励賞」「本学教育改革推進研究奨励賞」など学内の公募制度が整備されて、資源を配分している。

以上を総合して基準 4 を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人三島学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第3条に、法人の目的を「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、時世の求める理想的な教育を施し、設立者である三島駒治および三島よしの教育精神を体し、わが国教育の振興改善と人材育成に寄与することを目的とする。」と掲げ、一貫して教育基本法および学校教育法を遵守し、法令に従って経営することを表明している。

さらに、教育基本法、学校教育法、私立学校法および大学設置基準等の関係法令が要求している遵守事項について必須とされる諸々の規程を整備して、それに基づいて誠実に業務を執行している。

なお、寄附行為は、今般の私立学校法改正を反映させた内容に改正しており、令和（2020）2年2月3日付けで文部科学大臣の認可を受けている。

また、組織倫理については、本学園の全教職員を対象に、「三島学園教職員倫理綱領」を定めて組織における倫理の確立に努めている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学は「励み・謹み・慈み」を校訓として「高い知識と技倆を修め、常に文化創造に寄与する、清く、正しく、健全な人間の育成」との建学の精神を堅持してきた。この精神に基づき、大学の使命を「幅広い教養を授けるとともに、深く生活と文化に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させ、社会に貢献する人間性豊かな人材を育成する」と設定した。これは、従来の使命を基礎にして、時代に即応した表現とするため、平成24（2012）年12月に条文を整理して、学則第1条に「目的および使命」を規定した。

本学は、この使命・目的を柱として、社会から高等教育機関に負託されている教育研究機能を活性化し、「魅力ある大学」づくりに向けて努力している。教職員向けには「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部要覧」を、学生向けには「学生便覧」を配付して、教職員および学生への意識付けに努めている。これら印刷物による周知の他、新任の教職員を対象とするSD研修会において、服務・規律について説明するとともに、本学園の歴史を踏まえた使命・目的について説明している。

また、年2回「広報TSB」を刊行し、本学の情報について教職員および保護者が共通理解すべき事項を記載しており、本学の共通目標に向けて、学部・学科・専攻間の連携を深めるものとして活用している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮

本学園が所在する仙台市泉区虹の丘は、かつては丸田山と呼ばれた国有林で、本学園は、昭和 49（1974）年に仙台駅にほど近い市街地からこの地に全面移転したものである。それ故、雑木林に囲まれた中に校地を造成してスタートしており、現在も三方を林に囲まれた自然環境豊かなキャンパスを形成している。また、キャンパス内の植栽にも配慮しており、学生や教職員の絵画・彫刻作品などを随処に配置して感性豊かな空間を演出し、極力環境保全に努めている。

一方、施設・設備の老朽化が顕在化しており、耐震化対応、重油使用のスチーム暖房設備、上下水道の配管等を含めての老朽化対策が急がれる。

人権への配慮

本学園は、人権問題に関連する規程を次のとおり制定して、人権に配慮している。

- ・キャンパス・ハラスメントの防止に関するガイドライン
- ・個人情報保護規則および個人情報保護規則施行細則
- ・学校法人三島学園特定個人取扱規程
- ・三島学園教職員倫理綱領（前掲）
- ・学校法人三島学園公益通報者の保護に関する規則
- ・学校法人三島学園内部監査規程

上記のほか、「セクシャル・ハラスメント」に関連して、「学校法人三島学園就業規則」にも遵守事項および禁止事項の定めがある（第 4 章第 36 条第 2 項第 5 号）。学生向けには、「学生便覧」に学生相談所からの注意事項として「キャンパス・ハラスメントに関して」詳述し、ハラスメントに悩んだ際の大学の相談窓口を明記して周知している。

安全への配慮

本学園の安全管理に関連する規程類は次のとおり制定しており、危機管理の体制を整備している。

- ・学校法人三島学園防災管理規程
- ・事故処理内規
- ・学校法人三島学園安全衛生管理規程
- ・学校法人三島学園衛生委員会規程
- ・学校法人三島学園毒物・劇物取扱規程

これらの規程を基に、防災管理委員会が組織され、学園全体の管理を目的に機能しており、火元責任者による予防管理や自衛消防隊による災害発生時の実働体制も定められている。また、安全衛生委員会では、教職員のメンタルケアを含む衛生管理にも配慮している。

本学には、安全管理委員会が組織されており、定期的に構内の施設点検を行い、その安全性について確認を行っている。その結果は、教授会報告の後、法人事務局担当部署に報

告されている。また、「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部災害時行動基準」や学生向けの「防災カード」を作成して携帯することを励行している。さらに、避難訓練の実施により安全への配慮を具体化している。

この他、校舎裏手に設置されている駐輪所は、夜間照明はあるものの、死角となっているため、防犯カメラを設置して盗難などを未然に防ぐ対策をとっている。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性については、関連している法令を遵守して運営されていることで、保障され維持されている。使命・目的についても、その実現を図るために継続的な努力がなされている。環境や人権、安全への配慮については、体制が整備されているが、老朽化した施設の改修が十分とは言えず、今後、早急な改修計画を作成する。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 5-1-1】	学校法人三島学園寄附行為（第 3 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	三島学園教職員倫理綱領	
【資料 5-1-3】	東北生活文化大学教授会規程	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 5-1-4】	大学要覧	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 5-1-5】	2020 学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-6】	広報 TSB	【資料 2-3-6】と同じ
【資料 5-1-7】	キャンパス・ハラスメントの防止に関するガイドライン	
【資料 5-1-8】	個人情報保護規則	
【資料 5-1-9】	個人情報保護規則施行細則	
【資料 5-1-10】	学校法人三島学園特定個人取扱規程	
【資料 5-1-11】	学校法人三島学園公益通報者の保護に関する規則	
【資料 5-1-12】	学校法人三島学園内部監査規程	
【資料 5-1-13】	学校法人三島学園就業規則（第 4 章第 36 条第 2 項第 5 号）	
【資料 5-1-14】	学校法人三島学園防災管理規程	
【資料 5-1-15】	事故処理内規	
【資料 5-1-16】	学校法人三島学園安全衛生管理規程	
【資料 5-1-17】	学校法人三島学園衛生委員会規程	
【資料 5-1-18】	学校法人三島学園毒物・劇物取扱規程	
【資料 5-1-19】	東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部災害時行動基準	
【資料 5-1-20】	防災カード	

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人の行う業務は、全て本法人の使命・目的の達成のために行われるものであり、寄附行為第 16 条と学校法人三島学園寄附行為施行細則（以下「細則」という。）第 5 条において次のように定められている。

[寄附行為]

(理事会)

第 16 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(第 3 項以下省略)

[細則]

(理事会)

第 5 条 寄附行為第 16 条に基づく理事会は、学校法人の最高意思決定機関として、学校法人が設置する学校の充実発展のため、有効適切な管理・運営に必要な基本方針、計画、施策等を審議するとともに、学校法人の業務を決定し、その円滑な運営を図るものとする。

すなわち、理事会は法人の最高意思決定機関であり、理事会を構成する役員は、その選任方法が私立学校法に準拠して寄附行為の中に明確に定められ（第 6 条～第 9 条）、その規定に従って選任されている。理事の定員は「7 人以上 11 人以内」と定められ、令和 2（2020）年 5 月 1 日現在 9 人の理事が就任して運営体制は整っている。そのうち、学外関係者の理事は 5 名である。理事会では本学の使命・目的が達成されるように、経営上の戦略的な観点から審議され、意思決定されている。

また、理事の選任は寄附行為第 6 条に次のように定められており、これに従い適切に選任されている。

(理事の選任)

第 6 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東北生活文化大学長、東北生活文化大学短期大学部学長、東北生活文化大学高等学校長、ますみ幼稚園長は、その互選により 1 乃至 2 人
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2 人
- (3) 第 1 号及び第 2 号の規定により選任された理事以外で、この法人に関係のある学識経験者のうちから、評議員会の意見を聞いて理事会で選任した者 3 人以上 7 人以内

理事会は、定例として毎年度 5 月、10 月、1 月および 3 月に開催することを原則とし、細則第 8 条には、理事長が必要と認めたときは随時開催することが規定されており、第 12 条には、次のように定めて理事会の機能性を強化している。

(学内理事会への委任)

第 12 条 理事会は、寄附行為第 17 条に定める事項及び前第 6 条に定める事項の一部の

業務を学内理事会に委任することができる。

学内理事会は、細則の規定上、理事長、常勤の理事、理事長が指名する役員および理事長が必要と認めた教職員により構成され（細則第 14 条）、毎月 1 回開催を原則（細則第 15 条）としている。構成員は、理事長、常勤理事 3 名、監事 1 名のほか、大学の各学部長 2 名、短大の学科長 1 名、高校教頭 2 名、事務局次長（総務部長）、財務部長、大学事務部長、高校事務長の合計 14 名が出席して定例的に開催されている。監事は、業務の監査或いは各理事の業務執行の状況を監査し、必要な場合に意見を述べている。なお、学内理事会において議決権を有するのは理事のみである（細則第 17 条）。

理事会が審議し、決定すべき事項は、細則第 6 条に定められ、学内理事会に委任する事項は同第 12 条に定められている。

寄附行為第 16 条第 11 項には、「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」の定めがあり、令和元（2019）年度に開催された 4 回の定例理事会および 1 回の臨時理事会において、議決権行使書による出席者 1 件を含め、理事の出席率は 100%であった。また 2 名の監事は、全ての理事会に陪席しており、法人の意志決定機関として十分に機能している。

一方、学内理事会は、令和元（2019）年度は 11 回開催され、理事および構成員の欠席はあったが、理事の出席率は 95.7%となり、いずれの会も構成理事の半数以上の出席があり、理事会は成立している。

（3）5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会を中心とする組織体制や、それを運営するための関係規程は整っており、細則第 12 条により委任された業務を決定する学内理事会が活動し、日常業務推進については、十分に機能を果たしていると判断している。教育研究活動および環境保全等のため、安定した財政計画および経営戦略の根本となるべき「中期将来構想（計画）」に基づいて具体的な年度計画の策定および教職員への情報の共有化を図っていく。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 5-2-1】 学校法人三島学園寄附行為（第 16 条）

【資料 F-1】と同じ

【資料 5-2-2】 学校法人三島学園寄附行為細則（第 5 条、第 6 条、第 12 条）

【資料 5-2-3】 中期将来構想（計画）

【資料 1-2-7】と同じ

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の意思決定については寄附行為において、大学の意思決定については教授会等の諸規程において、審議事項を定めている。大学の学部・学科等の改組・入学定員に関すること、予算・決算および事業計画等に関することについては、法人（理事会）で決定し、具体的内容については、教授会で審議され、教職員の意見を反映させている。また、学長がリーダーシップを発揮して、任務を果たすために、細則第 6 条第 1 項に規定する理事会の業務事項の一部の決定を学長に委任することが、同細則第 6 条第 2 項に規定されている。法人（理事会）の意思決定に関わる事項は、理事である学長から理事長に報告している。さらに、教授会には、法人事務局長、総務部長および財務部長が常時陪席して、法人（理事会）と大学との意思疎通を円滑に行っている。

理事長は、理事会・学内理事会のほか、寄附行為施行細則および学校法人三島学園組織運営規程に定める財務委員会や三島学園組織運営委員会等の審議機関の審議に基づいて法人としての業務を総理する。一方、学長は、運営体制の下に、大学を代表して運営会議を中心とする各種委員会の審議を経て、学則に基づく教授会を運営し、教学業務を推進している。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

学内理事である学長、副学長は、法人の管理運営機関である理事会、評議員会、学内理事会に出席するとともに、大学の審議機関である教授会や運営委員会に出席しており、法人と大学間の意思疎通をはかるとともに、それぞれの相互チェックの役割も担っている。

また、学内理事会には、学内理事の他、評議員である大学の学部長も出席しており、理事会に附議する議題整理を通じて、法人と大学の相互チェックの役割を果たしている。

さらに、学内理事会における決定の過程で、寄附行為第 7 条に基づき選任された監事が必ず出席して、業務遂行の監査を行っている。理事会決定の前後には、寄附行為第 19 条から第 25 条までに規定されている評議員会による答申や承認が行なわれている。令和元

（2019）年度は、評議員会が 3 回開催され、議決権行使書による出席を含めその出席率はほぼ 100%であり、チェック体制が十分に機能している。その他、監査契約に基づき、公認会計士による会計監査が、毎年定期的に行われており、その都度、法人の監事と公認会計士が会合して意見交換が行われ、法人の業務がチェックされる体制が整っている。

一方、法人の決定事項を大学の各管理運営機関に伝える場合は、教授会および大学の運営会議を通じて、理事である学長から直接伝えられるほか、教授会において法人事務局長から理事会報告がなされるため、理事会のチェックを学長、副学長が、教授会のチェックを法人事務局長、総務部長および財務部長が相互に行っている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学における意思疎通と連携を図る体制は、適切に整備され、相互チェックがなされている。

今後、業務の監査体制の見直しや人員増等の強化に努め、理事長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を構築する。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 5-3-1】	学校法人三島学園寄附行為細則（第 6 条第 1 項、第 2 項）	【資料 5-2-2】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人三島学園組織運営規程	
【資料 5-3-3】	東北生活文化大学教授会規程	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 5-3-4】	学校法人三島学園寄附行為（第 7 条、第 19 条～第 25 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-5】	学校法人三島学園監事監査規程	

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

毎年度の予算については、各学科・事務部・各委員会の事業計画案に基づいて提出された予算要求により法人事務局の財務部で審議される。この結果は、理事会の諮問機関である財務委員会で検討され、理事会を経て各年度の予算に反映されている。中長期的な計画については、学園内の各部門で検討された将来構想に基づいて学内理事会で討議され、理事会で決定される仕組みとなっている。

本学は、校舎の老朽化による教育環境の悪化が問題となっており、これは学生確保上の問題点として早急に対応しなければならない。したがって、中長期構想としては、安定した財政基盤の確立に向けて大学の適正規模を図ることと、校舎の整備を行っていくこととしており、これらの計画に対し適切な資金計画を検討している。

資金計画としては、本学園の次年度繰越支払資金の一部を施設整備資金として積立てていくことにしている。また、平成 25（2013）年度から第 2 号基本金の積立てを開始し、教育振興会からの寄付金の一部を組み入れることにしている。平成 19（2007）年度から行っている本学園の募金活動である教育研究資金の募集拡大も含めて、中期計画に基づく財務運営を図っていくことにしている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学園の財務状況は、日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」で公表され

ている財務比率の系統別平均値と比べて概ね全国平均並みであるが、安定した財務基盤を確立するためには、定員の充足が欠かせない。

現在の総学生数は、364 人であり、収容定員の 83%の状態であるが、令和 2（2020）年度の入学率は 124%であり、これは、平成 31（2019）年度における美術学部の新設に加え、服飾文化専攻による募集活動の成果によるものとする。

学園全体として、教育研究費比率は 25%前後、管理経費比率は 10%前後で推移しており、収支バランスは健全であり、外部負債の返済も順調に行われている。

（3）5-4 の改善・向上方策（将来計画）

安定した財務基盤を確立するためには、収容定員の充足および大学の適正規模を図ることが必須である。令和 2（2020）年度における入学者数の増加が一過性のものとならず、継続させるためには教育研究の充実のほか、広報活動による効果の検証を行い、学科・専攻の改組を踏まえた積極的な施設・整備の拡充について検討する。また、支出においては、令和 2 年度から実施した給料表改正について検証するとともに、昇給停止年齢について検討する。さらに、大規模な改修工事に備えた改修計画の策定を行い、財務計画として運用資産とのバランスを踏まえた借入金について検討する。

なお、外部資金の導入、確保については、科学研究費助成事業や公募事業等の積極的な応募に努める。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- 【資料 5-4-1】 事業計画書
- 【資料 5-4-2】 学校法人三島学園財務委員会規程
- 【資料 5-4-3】 学校法人三島学園教育振興会会則

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

（2）5-5 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学の会計処理は、学校会計基準に基づき、学校法人三島学園経理規程に則って行われている。

会計処理上、判断が困難な場合は、公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に問い合わせ指導を受け適切に処理している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学では、公認会計士と監事による監査を実施している。前者による監査は、毎年度に

公認会計士と監査契約書を取り交わし（監査予定時間 210 時間／年）、定期的に年 3 回の監査を実施し、その都度学園の監事や理事との面談の機会を設け、業務遂行状況や運営方針および大学を取り巻く内外の動向について意見交換している。

また、学園の監事（寄附行為による定員 2 名以上 3 名以内に対し、現員 2 名）の行う監査については、学校法人三島学園監事監査規程を設け、その定めにしたがって定時監査を行うほか、定例の理事会にも 2 名の監事が出席して意見を述べ、さらに 2 名中 1 名の監事は学内理事会のメンバーとして、毎月行われる学内理事会に出席して意見を述べるができるようにしている。理事と監事はすべての最新の審議事項について情報を共有しており、会計監査を含め監査業務は適切に行われている。

なお、毎年 5 月に行なわれる期末の監事監査においては、公認会計士ならびに監事により会計監査と業務監査を実施している。

（3）5-5 の改善・向上方策（将来計画）

将来的には、監査室を設けて内部監査を行うことを視野に規程整備等を行っている。小規模校である本学にとって、緊急の課題が山積している現状であり、監査室の設置や内部監査を実施することで、予算執行の進捗状況を定期的に監査し、会計処理の効率化を図る。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 5-5-1】 学校法人三島学園経理規程

【資料 5-5-2】 学校法人三島学園監事監査規程

【資料 5-3-5】と同じ

【基準 5 の自己評価】

本学は、誠実で透明性の高い経営および運営を行っており、法令に基づいた経営体制（法人における理事会・評議員会、大学における教授会）が整備され、健全に機能している。また、役員および教職員の業務執行体制は整備され、業務執行に対して監査が行われており、適切に機能している。

大学の運営は、学長―運営会議―室―委員会―学科会議の体制をとっており、教授会の審議を経て、学長が決定し執行されており、学長のリーダーシップはもとより、ボトムアップ或いはトップダウンが十分に機能する体制となっている。

会計処理および会計監査は、年 3 回行われる公認会計士による会計処理についての監査と、公認会計士と監事監査との合同監査を行ない、二重チェックにより適正かつ厳正に行われている。

学園の財政の健全化には入学定員の充足はもとより、在籍者の退学・休学の減少についての対策を講じつつ、永続的経営を目指し、中期将来構想計画に基づいて検討を進めている。令和 2（2020）年度からの中期将来構想（計画）においては、入学定員の充足の継続に加え、外部資金の獲得にも力を入れることとする。

建物の老朽化への対処を含む教育環境整備と事務職員の資質向上のための支援体制についても早急に解決すべき課題である。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の学則第 2 条第 1 項には、「本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行いつつ現代生活に適応する科学的知識と技量の向上に努める。」と、明記されている。この条項に基づいて自己点検・評価委員会が設置され、運営会議および教授会と協力して運営している。同委員会規程第 2 条には、「学校教育法第 109 条第 1 項の規定による自己点検および評価並びに同条第 2 項に規定する認証評価機関による認証評価の制度に対処するために必要な事項を審議し、および自己点検・評価報告書の作成を含む資料の整備を行うものとする。」と示されている。

同規程による委員会の組織、委員および審議事項は次の通りである。

(1)同委員会は「評価室」に属している。

(2)同委員会は、各学部・学科長、各学部の教員 2 名、学校法人事務局長、事務部長、その他委員長が必要と認めた者で構成されている（第 3 条）。

(3)委員会は、必要に応じて会議を開催し、次の事項を審議する（第 7 条第 1 項）。

- ・自己点検・評価項目及び実施方法
- ・自己点検結果の分析
- ・自己点検結果に基づく改善策の検討
- ・学生代表からの意見聴取実施方法及び意見聴取結果に基づく改善策の検討
- ・認証評価機関による認証評価を受けるために必要な事項及び資料の整備
- ・その他、自己点検・評価及び認証評価に関係する事項

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための組織・責任体制は、規程等を整備して運用されている。今後も改善に努める。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 6-1-1】 東北生活文化大学学則

【資料 F-3】と同じ

【資料 6-1-2】 東北生活文化大学自己点検・評価委員会規程

【資料 2-6-3-①】と同じ

【資料 6-1-3】 東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部内部質保証に関する規程

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、教育活動の実態を把握し、改善、向上を図るため、PDCA サイクルを実施している。

平成 23（2011）年度より各委員会に PDCA(計画、活動、点検評価、改善向上)の作成とともに次年度の計画書（PD）の提出を義務付けた。この PDCA の提出は、令和元（2019）年度に制度化し、各委員会の他、学部・学科・専攻からの提出も義務付けた。この報告書をもとに、学部長・学科長・専攻主任および委員長を対象に学長・副学長・評価室長および事務部長によるヒアリングを行い、必要に応じて修正し、運営会議および教授会で報告している。

また、定期的に刊行している「自己評価報告書」並びに大学機関別認証評価の結果を大学ホームページに公開している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、平成 29（2017）年度に IR 室を立ち上げ、専任職員を置き、調査・データの収集と分析に当たっている。IR 運営委員会は、学長、IR 室長、学部長、学科長、事務部長、法人局長、法人総務部長、法人財務部長および法人総務課長で構成されている。

IR 室では、学園のデータ集である「FACT BOOK」の発行、学生の学修活動や入試情報の集計・分析等を行い、全教職員に配布して情報を共有している。

以上、本学では現状把握のための調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

学部・学科・専攻および委員会の PDCA サイクルの継続により内部質保証の改善を図る。IR 室は、より多様なデータの収集・分析に努め、結果を組織的に活用し、大学全体の質保証に反映させる。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- 【資料 6-2-1】 PDCA 様式
- 【資料 6-2-2】 推進事業計画様式
- 【資料 6-2-3】 大学ホームページ（機関別認証評価）
- 【資料 6-2-4】 東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部 IR 室規程
- 【資料 6-2-5】 FACT BOOK

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

令和元（2019）年度から新たに PDCA 実施報告書および推進事業計画書に、三つのポリシーに関連する記載欄を設けた。これらの報告書は、ヒアリングを受けて適宜、関係部署で改善され教授会で周知している。

また、平成 30（2018）年度より自己点検・評価委員会では、三つのポリシーに対する在学生からの意見の聴取を行い、必要に応じて各委員会に情報を提供し検討を要請している。

さらに、将来構想検討委員会を中心に、自己点検・評価報告書と高等教育評価機構による機関別認証評価、文科省による改革総合支援事業などとの関連性を重視する方向で「令和元年度エンロールマネジメント」と題して短中期計画を策定した。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の向上を図るために、三つのポリシーを起点とする、委員会および学部・学科・専攻の PDCA サイクルを活用し、大学運営の改善に努める。

内部質保証に係る諸データの収集・分析については、IR 室と各委員会等との連携強化を図る。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 6-3-1】 PDCA 様式

【資料 6-2-1】と同じ

【資料 6-3-2】 推進事業計画様式

【資料 6-2-2】と同じ

【資料 6-3-3】 学生代表からの意見聴取様式

【資料 6-3-4】 令和元年度エンロールマネジメント

【基準 6 の自己評価】

本学は、学長のリーダーシップのもと、内部質保証のための組織として自己点検・評価委員会を設置して、自己点検評価を行ってきた。学部・学科・専攻および委員会では、三つのポリシーを起点とする PDCA サイクルを実施して、学修・教育活動の改善・向上を図るとともに、将来構想検討委員会で作成した中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証を推進している。

また、IR 室との連携により様々なデータの集積・分析を行っている。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献および連携

A-1. 地域貢献および連携の推進

A-1-① 地域貢献および連携の方針の明確性

A-1-② 地域貢献および連携の組織体制

A-1-③ 地域貢献および連携の具体例

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

A-1-① 地域貢献および連携の方針の明確性

本学では、以前より、教員個人が依頼を受けて地域貢献活動を実施してきたが、平成 23（2011）年度に地域連携委員会を設置し、組織的に活動する体制を整えた。本学の使命・目的として「社会に貢献する人間性豊かな人材を育成すること」を掲げ、1-1-③で述べた様に、「地域の暮らしをデザインする力を育む大学」を標榜し、「ワクワクぷろじえくと」として、地域に根ざした教育を行うことを学内外に明確に示している。

また、平成 22（2010）年からは、学園を「仙台を中心とする東北地域社会において、生活文化に関わる研究と教育の拠点と位置づけ、この拠点を有効活用して優れた人材の育成と研究成果を社会に還元し地域社会を活性化するために、学園と企業・産業界が連携して協働すること」（三島学園産学連携協議会会則第 2 条）を目的として、「三島学園産学連携協議会」が発足した。

これらの地域貢献および連携に対する方針は、全教職員に周知され、ホームページに公表している。

A-1-② 地域貢献および連携の組織体制

本学では、地域連携委員会主管の下、様々な連携事業が実施されている。当委員会は、地域連携活動の PDCA を検討・実行しており、特に大学が有する知的・人的資源を活用し教職員が一体となって取り組む「ワクワクぷろじえくと」を含む連携事業の企画・立案、実施および連絡調整等を所掌している。これらの活動は、学生に対する教育のみならず、大学と地域が連携したプラットフォームとしての機能や責務を果たす役割も担っている。

また、自治体、教育機関および民間企業等と連携し、それぞれのニーズに応じた事業との連携状況を表 A-1 に示した。さらに平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までは、東北学院大学を代表校とした COC*事業「みやぎ・せんだい協働教育基盤による地域高度人材の育成」に参画した。

本学には、公開講座・生涯学習委員会が設置され、学都仙台コンソーシアムのサテライトキャンパス公開講座、宮城県教育委員会主催の「みやぎ県民大学開放講座」および東北生活文化大学短期大学部公開講座を所掌している。

表 A-1 学外との連携

連携先	連携の名称
宮城県教育委員会	包括連携協力に関する協定
仙台市教育委員会	包括連携協力に関する協定
大衡村教育委員会	包括連携協力に関する協定
仙台市泉区	仙台市泉区における大学との連携協力に関する協定
加茂中学校区支援地域事業本部	加茂中学校区ネットワーク
鶴岡織物工業協同組合	産学連携事業に関する協定
青芋復活夢見隊	産学連携事業に関する協定
仙台ロフト	産学連携事業に関する協定
宮城県教育委員会	みやぎ・せんだい協働教育基盤による地域高度人材の育成に関する協定
仙台市教育委員会	みやぎ・せんだい協働教育基盤による地域高度人材の育成に関する協定

A-1-③地域貢献および連携の具体例

ワクワクぷろじえくと

「ワクワクぷろじえくと」は、本学の個性・特色を端的に学内外に表明する事業の一つである。この事業は、学部・学科・専攻をはじめ、クラブや研究会等で実施されている（表 A-2）。このように、地域社会との繋がりの方が創出され、地域の皆さんとともに展開していくことによって、地域生活文化が活性化され、今後の地域の生活文化を創り出していく人材の育成にも繋がっている。



泉 6 大学まちづくりフェスティバル
ウェルポートせんだい



第 29 回水の森市民センター地域
まつり水の森市民センター

東北生活文化大学

表 A-2 令和元（2019）年度「ワクワクぷろじえくと」活動

【4月】		
美術表現学科	「長命館公園さくら祭りキラ☆シャカ・ウォッチ～自分だけの腕 時計を作ろう～」	長命館公園
【6月】		
健康栄養学専攻	「親子で銀鮭を料理して食べよう～親子で日本の文化に親しもう～」	本学
【7月】		
服飾文化専攻 健康栄養学専攻	「家庭科～縫いの練習～サポートボランティア」	岩沼市立岩沼南小学校
子ども生活専攻	「仙台市戦災復興記念館戦災復興展～親子で楽しむサマーコンサート～」	仙台市戦災復興記念館
美術表現学科	「三島学園子育て・家庭支援センターのびのびくらぶ公開講座～陶芸教室～」	本学
子ども生活専攻	「ボランティアグループリーダーズカフェ～いずみボラカフェ～」	本学
【8月】		
美術表現学科	「第 54 回八木山動物公園写生大会ボランティア」	仙台市八木山動物公園
美術表現学科	「令和元年度虹の丘・みずほ台夏まつり」	虹の丘公園
健康栄養学専攻	「第 16 回いい日いい汗 栄養まつり」	ホテル法華倶楽部仙台
美術表現学科	「仙台市東部児童館～夏休み陶芸教室～」	仙台市東部児童館
健康栄養学専攻	「2019 小児糖尿病サマーキャンプ」	国立花山青少年自然の家
美術表現学科	「仙台市将監児童センター～夏休み陶芸教室～」	仙台市将監児童センター
健康栄養学専攻	「仙台ロフト×TSB コラボ企画～食卓を豊かにしよう！～」	仙台ロフト
美術表現学科	「第 39 回泉区民ふるさとまつり」	七北田公園
【9月】		
ボランティアクラブ	「仙台ロフト×アイリブルプロジェクト」	仙台ロフト
美術表現学科	「第 12 回くりはら万葉祭・土と火のまつり～土のオブジェ作りワークショップ～」	栗原市風の沢ミュージアム
美術表現学科	「保育園児が描いた東北の未来絵を現役美術大学生が本気でリメイク描きしてみた展」	LiViT GALLERY
食物栄養学専攻	「さかな丸ごと食育プログラム」	本学
スポーツ栄養研究会	「泉ヶ岳トレイルラン大会スポーツ栄養ブース」	泉ヶ岳スプリングバレー場
美術表現学科	「2019 泉ヶ岳悠・遊フェスティバル～消しゴムハンコでオリジナルトートバッグを作ろう～」	オーエンス泉ヶ岳自然ふれあい館周辺

東北生活文化大学

【10月】		
美術表現学科	「那智が丘アート修復事業」	名取市那智が丘彫刻公園
服飾文化専攻 健康栄養学専攻 食物栄養学専攻 子ども生活専攻	「ワクワクぷろじえくと in 錦ヶ丘ヒルサイドモール」	錦ヶ丘ヒルサイドモール
美術表現学科	「乳幼児支援事業ぱびふペパーク～親子陶芸教室～」	中野栄児童館
服飾文化専攻	「小学生のための楽しい理科の実験教室」	加茂小学校
【11月】		
美術表現学科 健康栄養学専攻他	「第40回仙台市泉区民文化祭」	イズミティ 21
服飾文化専攻	「第29回水の森市民センター地域まつり」	水の森市民センター
美術表現学科	「のびのびくらぶワークショップ～粘土で作ろう～」	本学
【12月】		
食物栄養学専攻 子ども生活専攻	「丸森町大内地区災害復興支援ボランティア」	丸森町立大内小学校・大内地区集会所
食物栄養学専攻	「加茂中学校区学校支援地域本部 10 周年記念フォーラム」	虹の丘小学校・本学
【1月】		
美術表現学科	「仙台ロフト福袋企画」	仙台ロフト
【2月】		
健康栄養学専攻	「女子カフェ」	虹の丘児童センター
版画ゼミナール スポーツ栄養研究会	「泉 6 大学まちづくりフェスティバル」	ウェルポートせんだい
【3月】		
健康栄養学専攻	「令和元年度みやぎベジプラスメニュー商品化発表会」	宮城県行政庁舎
健康栄養学専攻	「男子ごはん」	虹の丘児童センター

学外との連携

令和元（2019）年度は、服飾文化専攻学生への素材提供・技術協力による協定のもと、「シルクプロジェクト」、「青苧復活夢見隊」を実施した。これらの二つの連携事業により、学生が、地域の産業や文化を理解し、作業工程を実践的に体験することで専門的な創出や地域に貢献できる人材育成に繋げている。



「シルクプロジェクト」・「青苧復活夢見隊」

出前授業・公開講座等

本学では、地域の生活向上を目指した「暮らしデザイン活動」の一環として「出前授業」を行っている。出前授業は、全教員参加のもと 56 講座が用意されているが、メニューにない講座でも相談に応じている。

公開講座は、公開講座に関する内規第 2 条により、令和元（2019）年度は以下のとおり実施した（表 A-3）。他に学科・専攻による公開講座も実施している。美術学部では、高校生を対象としたデッサンセミナー、服飾文化専攻では、小・中学生を対象とした「ファッションカレッジ」および高校生を対象とした「ファッションカレッジ」が行われ、オリジナルグッズの制作や服飾に関する教育・研究の専門性を生かした様々な講座が開講された。また、本学卒業の家庭科教員を対象とした「染色講座」が開講された。本講座終了後に在学学生との交流会が行われ、教員を目指す学生にとって良い刺激となった。

表 A-3 令和元（2019）年度 公開講座

	講座名
みやぎ県民大学開放講座	「子どもの心 100 歳まで」 実施日：令和元年 9 月 7 日・14 日
東北生活文化大学 東北生活文化大学短期大学部 公開講座	「ファブリックパネルを楽しもう」 実施日：令和元年 10 月 26 日
学都仙台コンソーシアム サテライトキャンパス公開講座	「味覚の違いを体験してみよう・味の感じ方の個人差が遺伝子で説明できる」 実施日：令和元年 11 月 9 日
仙台リビング 子ども大学	タタラづくりで陶芸体験「親子 de ペアカップを作ろう！」 実施日：令和元年 7 月 29 日

Gallery CORE の活用

6号館の1階に設置された Gallery CORE は、本学の教育研究の発表および社会貢献の場として使用している。さらに、「東北生活文化大学 6号館ギャラリー使用規程」により地域の方の利用も可能となっている。



齋藤春子夫人の社交服
開催期間 2019 年 10 月 7 日～19 日



佐藤一郎 石膏素描 1964～1966 展
開催期間 2019 年 12 月 9 日～27 日



生活美術学科教職員作品展
開催期間 2018 年 10 月 17 日～12 月 16 日

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の地域貢献および連携は組織化されて活動しているものの、今後は、大学全体での組織体制を見直し、学生や教職員の研究活動等を公開講座や展示をとおしてこれまで以上に地域に発信する。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- | | | |
|-------------|--------------------------------------|---------------|
| 【資料 A-1-1】 | 地域連携委員会規程 | |
| 【資料 A-1-2】 | 三島学園産学連携協議会会則第 2 条 | |
| 【資料 A-1-3】 | 大学ホームページ（ワクワクぷろじぇくと（地域連携）） | |
| 【資料 A-1-4】 | COC+協定書（写） | 【資料 4-2-6】と同じ |
| 【資料 A-1-5】 | 東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部公開講座・生涯学習委員会規程 | |
| 【資料 A-1-6】 | 鶴岡織物工業協同組合協定書（シルクプロジェクト） | |
| 【資料 A-1-7】 | 青苧復活夢見隊協定書 | |
| 【資料 A-1-8】 | 出前授業 | |
| 【資料 A-1-9】 | ファッションカレッジリーフレット | |
| 【資料 A-1-10】 | 家庭科教員申込書 | |
| 【資料 A-1-11】 | 東北生活文化大学 6 号館ギャラリー使用規程 | |

【基準 A の自己評価】

本学のディプロマ・ポリシーには、「地域の生活および文化の創造に貢献できる人材の育成」（家政学部）、「地域社会の発展に貢献し、持続的な文化の創造に寄与する人材の養成」（美術学部）が謳われており、地域の活性化に寄与することを、学生の教育の一環として目指している。公開講座の参加者の満足度は高く、次回開催への要望が強いため、継続的に案内状を送付している。地域への情報発信は、ホームページをはじめ、新聞等にも掲載しており、また、リーフレットを市民センター等に郵送し、周知している。

V. 特記事項

1. 文化創造に寄与する美術学部の取り組み

<高校生のためのデッサンセミナー>

本学の特色ある教育資源の社会への還元として、毎年高校生を対象としたデッサンセミナーを開催している。美術の面白さ・楽しさを伝えることを目的に、「美術基礎のためのデッサンコース」と「マンガ・イラストのためのデッサンコース」の2つのコースを設けている。例年、夏期は連続4日間、春期は連続2日間、集中的に実施していて、春期のセミナーは、宮城県教育委員会との高大連携事業に位置付けられている。令和元（2019）年度は、合計175名が参加した。セミナー終了時には必ずアンケートを実施し、常時内容の見直しを行い改善に努めている。

<美術学部学科内コンクール>

当コンクールは、令和元（2019）年度には第46回を迎え、合計35人、38点の応募があった。作品は、ジャンルを問わず、原則として授業外の制作とし、1～4年次が任意に参加する。単位の取得には直接は結びつかないが、例年多くの学生が休業期間などを利用し、意欲的な作品を制作し応募している。学生の自由度を尊重することで、自主性および主体性を育むことに主眼を置いている。

審査は、学部の専任教員の他、県内のギャラリー関係者が行い、最優秀賞や優秀賞をはじめ、各ギャラリー賞が設けられている。全ての応募作品は大学祭で展示される他、入賞作品については本学アトリエおよびGallery COREで展示し、一般に公開している。表彰式では、各ギャラリー関係者から具体的な講評をもらい、当該ギャラリーでの発表の機会が与えられる学生もいる。

<TSBアートコンペティション>

若い世代の美術に係る活動の振興や人材育成を目途に、高校生を対象にした美術コンクールを2013年より開催している。県内外の多くの高校生から意欲的な作品が寄せられている。令和元（2019）年度は「自分」をテーマとしたB2・F15号サイズの平面作品（表現材料自由）を募集し、合計13校、107人の応募があった。作品の展示および表彰式は、仙台中心地の文化施設である「せんだいメディアテーク」で開催されている。参加者の中には美術系大学への進学、実社会で活発な美術活動を行う者が多く、美術に関わる人材の育成に一定の役割を果たしている。

2. 服飾文化の伝統の継承

<ファッションショー>

本学では、昭和60（1985）年度から併設する三島学園女子短期大学（現 東北生活文化大学短期大学部）においてクラス対抗ファッションショーとして開催されていたが、平成12（2000）年度から大学祭のメイン企画として、学生有志により自主的に企画、運営されるようになった。衣装デザイン、縫製、モデル、舞台構成等を家政学科服飾文化専攻の学生が中心となり、大学・短大の垣根を越えて全学生が自由に参加できるのが特徴である。さらに、平成21（2009）年より外部施設での公演も行われており、令和2（2020）年2月14日に、エルパーク仙台において2回のショーが開催された。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	「学則」第 1 条で定めている。	1-1
第 85 条	○	「学則」第 3 条で定めている。	1-2
第 87 条	○	「学則」第 4 条で定めている。	3-1
第 88 条	○	「学則」第 18 条で定めている。	3-1
第 89 条	—		3-1
第 90 条	○	「学則」第 28 条で定めている。	2-1
第 92 条	○	「学則」第 50 条で定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	「学則」第 51 条で定めている。	4-1
第 104 条	○	「学則」第 23 条で定めている。	3-1
第 105 条	—		3-1
第 108 条	○	「学則」第 1 条で定めている。	2-1
第 109 条	○	「学則」第 2 条で定めている。	6-2
第 113 条	○	「学則」第 2 条で定めている。	3-2
第 114 条	○	「学則」第 50 条で定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	「学則」第 29 条で定めている。	2-1
第 132 条	○	「学則」第 29 条で定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	「学則」で定めている。	3-1 3-2
第 24 条	—		3-2
第 26 条 第 5 項	○	「学則」第 48 条で定めている。	4-1
第 28 条	○	各担当部署において備えている。	3-2
第 143 条	○	東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部運営会議委員会設置規程第 2 条に基づく運営会議が設置されている。	4-1
第 146 条	—		3-1
第 147 条	—		3-1
第 148 条	—		3-1
第 149 条	—		3-1
第 150 条	○	「学則」第 28 条で定めている。	2-1

東北生活文化大学

第 151 条	—		2-1
第 152 条	—		2-1
第 153 条	—		2-1
第 154 条	—		2-1
第 161 条	○	「学則」第 29 条で定めている。	2-1
第 162 条	—		2-1
第 163 条	○	「学則」第 8 条で定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	科目等履修生に関する規程第 10 条第 2 項に定めている。	3-1
第 164 条	—		3-1
第 165 条の 2	○	学部、学科、専攻ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	「学則」第 2 条第 2 項および「自己評価・点検委員会規程」に定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	本学のホームページにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	「学則」第 23 条で定めている。	3-1
第 178 条	○	「学則」第 29 条で定めている。	2-1
第 186 条	○	「学則」第 29 条で定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準に基づいて設置している。	6-2 6-3
第 2 条	○	「学則」第 1 条で定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	「入学者選抜規程」および「入試委員会規程」に定めている。 「学則」第 28 条第 2 項で定めている。	2-1
第 2 条の 3	○	「運営会議規程」で定めている。	2-2
第 3 条	○	「学則」第 3 条および第 6 条で定めている。	1-2
第 4 条	○	「三島学園組織運営規程」および「学則」第 3 条で定めている。	1-2
第 5 条	○	「学則」第 24 条および第 25 条で定めている。	1-2
第 6 条	—		1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	「学則」第 50 条で定めている。	3-2 4-2
第 10 条	○	主要授業科目は、原則として専任教員で担当している。	3-2 4-2

東北生活文化大学

第 10 条の 2	○	「実務経験のある教員による教授科目」一覧をシラバスに明示した、また、実務経験のある専任教員は、教授会に出席して教育課程の編成に責任を負っている。	3-2
第 11 条	—		3-2 4-2
第 12 条	○	専任教員を配置している。	3-2 4-2
第 13 条	○	専任教員数は基準を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	「東北生活文化大学学長選任規程」第 4 条	4-1
第 14 条	○	「東北生活文化大学教員候補者選考規程」第 8 条	3-2 4-2
第 15 条	○	「東北生活文化大学教員候補者選考規程」第 9 条	3-2 4-2
第 16 条	○	「東北生活文化大学教員候補者選考規程」第 10 条	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	「東北生活文化大学教員候補者選考規程」第 11 条	3-2 4-2
第 17 条	○	「東北生活文化大学教員候補者選考規程」第 12 条	3-2 4-2
第 18 条	○	「学則」第 6 条で定めている。	2-1
第 19 条	○	「学則」第 11 条で定めている。	3-2
第 20 条	○	「学則」第 11 条および履修方法で定めている。	3-2
第 21 条	○	「学則」第 11 条で定めている。	3-1
第 22 条	○	「学則」第 9 条で定めている。	3-2
第 23 条	○	「学則」第 12 条で定めている。	3-2
第 24 条	○	教育効果を十分にあげるための適切な人数としている。	2-5
第 25 条	○	「学則」第 13 条で定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	「学則」第 14 条で定めている。	3-1
第 25 条の 3	○	FD 委員会規程第 1 条に定めている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—		3-2
第 27 条	○	「学則」第 20 条で定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	「学則」第 22 条および「東北生活文化大学共通教育課程，履修方法等に関する規程」第 5 条で定めている。	3-2
第 28 条	○	「学則」第 16 条で定めている。	3-1
第 29 条	○	「学則」第 17 条で定めている。	3-1
第 30 条	○	「学則」第 18 条で定めている。	3-1
第 30 条の 2	○	「学則」第 19 条で定めている。	3-2
第 31 条	○	「学則」第 52 条で定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	「学則」第 22 条で定めている。	3-1
第 33 条	—		3-1

東北生活文化大学

第 34 条	○	教育にふさわし環境をもち、学生が休息に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場は大学敷地内に設置している。	2-5
第 36 条	○	専用の施設を備えた校舎を有している。	2-5
第 37 条	○	校地面積は、基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は、基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館等の資料および図書館は基準を満たしている。	2-5
第 39 条	—		2-5
第 39 条の 2	—		2-5
第 40 条	○	必要な種類および数の機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—		2-5
第 40 条の 3	○	毎年度、教育研究費を予算化して教育研究の環境整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部名、学科名は研究教育上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	○	「三島学園組織運営規程」第 27 条～31 条で定めている。	4-1 4-3
第 42 条	○	「三島学園事務分掌規程」第 12 条で定めている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	「三島学園事務分掌規程」第 13 条で定めている。	2-3
第 42 条の 3	○	FD 委員会規程および SD 研修に関する規程に定めている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—		3-2
第 43 条	—		3-2
第 44 条	—		3-1
第 45 条	—		3-1
第 46 条	—		3-2 4-2
第 47 条	—		2-5
第 48 条	—		2-5
第 49 条	—		2-5
第 49 条の 2	—		3-2
第 49 条の 3	—		4-2
第 49 条の 4	—		4-2
第 57 条	—		1-2
第 58 条	—		2-5
第 60 条	—		2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	「学則」第 23 条で定めている。	3-1
第 10 条	○	「学則」第 23 条で定めている。	3-1
第 13 条	○	「東北生活文化大学学位規程」で定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 3 条、第 32 条、第 35 条、第 36 条および「学校法人三島学園寄附行為施行細則」第 5 条で定めている。	5-1
第 26 条の 2	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 7 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条で定めている。	5-1
第 33 条の 2	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 35 条、第 36 条で定めている。	5-1
第 35 条	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 5 条で定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 15 条、第 16 条および「学校法人三島学園寄附行為施行細則」第 6 条で定めている。	5-2 5-3
第 36 条	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 16 条で定めている。	5-2
第 37 条	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、で定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 6 条で定めている。	5-2
第 39 条	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 7 条で定めている。	5-2
第 40 条	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 9 条で定めている。	5-2
第 41 条	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 19 条で定めている。	5-3
第 42 条	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 21 条で定めている。	5-3
第 43 条	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 22 条で定めている。	5-3
第 44 条	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 23 条で定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 46 条で定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 47 条で定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	—		5-2 5-3
第 45 条	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 43 条および附則で定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 32 条で定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 34 条で定めている。	5-3

東北生活文化大学

第 47 条	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 35 条で定めている。	5-1
第 48 条	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 37 条で定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 39 条で定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	「学校法人三島学園寄附行為」第 36 条で定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 1 条の 4			2-2
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2

第 10 条			2-1
第 11 条			3-2
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			2-2 3-2
第 14 条			3-2
第 14 条の 2			3-1
第 14 条の 3			3-3 4-2
第 15 条			2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条			3-1
第 17 条			3-1
第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			4-1 4-3
第 43 条			4-3
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準

該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1

東北生活文化大学

第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校および併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数および留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名および該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人三島学園寄付行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	SeiBon(大学案内)2021	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	東北生活文化大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2021 年度入学試験要項、2021(令和 3 年度)入試概要(予定)	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2020 学生便覧	

東北生活文化大学

【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 2 年度事業計画書（予算書）	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和元年度 事業報告書（監査報告書）	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	SeiBon(大学案内)2021	【資料 F-2】と同じ
【資料 F-9】	法人および大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人三島学園規程・要綱集（目次） 東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部規程集（目次）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）および理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	令和 2 年度学校法人三島学園役員名簿 令和元年度学校法人三島学園理事会・評議員会出欠状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	事業報告書、事業報告書（監査報告書）（平成 27～令和元年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	令和 2 年度授業概要（シラバス）（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	本学ホームページ、SeiBon(大学案内)2021	【資料 F-2】と同じ
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	令和元年度 設置計画履行状況等調査結果	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
		該当なし
【資料 F-16】	規程集他	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名および該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人三島学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	2020 学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-3】	東北生活文化大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	大学ホームページ（使命・目的、建学の精神）	
【資料 1-1-5】	大学要覧	
【資料 1-1-6】	SeiBon(大学案内)	【資料 F-2】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学校法人三島学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-2】	東北生活文化大学教授会規程	
【資料 1-2-3】	大学運営組織	
【資料 1-2-4】	2020 学生便覧（使命・目的、建学の精神）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-5】	大学ホームページ（使命・目的、建学の精神）	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-6】	大学ホームページ（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-7】	中期将来構想（計画）	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名および該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2021 年度入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	大学ホームページ（アドミッション・ポリシー）	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-3】	大学ホームページ（入試情報）	
【資料 2-1-4】	東北生活文化大学入学試験委員会規程	
【資料 2-1-5】	大学ホームページ（入学者推移）	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学生修学支援対応マニュアル	
【資料 2-2-2】	担任による指導・支援の指針	
【資料 2-2-3】	2020 大学生生活スタート&保護者説明会開催案内	
【資料 2-2-4】	令和 2 年度新入生 4 月学事予定	
【資料 2-2-5】	東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部学習支援センター規程	
【資料 2-2-6】	NAVIBOOK P. 14 各種支援・サポート	
【資料 2-2-7】	欠席連絡票	
【資料 2-2-8】	東北生活文化大学学則第 19 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-9】	東北生活文化大学および東北生活文化大学短期大学部チューデント・アシスタント実施要項	
【資料 2-2-10】	東北生活文化大学および東北生活文化大学短期大学部における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	学修ポートフォリオ	
【資料 2-3-2】	授業概要（シラバス）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-3】	就職先情報	
【資料 2-3-4】	公務員対策講座申込書	
【資料 2-3-5】	就活バスツアー申込書	
【資料 2-3-6】	広報 TSB	
【資料 2-3-7】	三島学園ホームページ（産学連携協議会）	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生修学支援対応マニュアル	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 2-4-2】	担任による指導・支援の指針	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 2-4-3】	NAVIBOOK（奨学金制度） P. 13	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 2-4-4】	後援会事業報告書	
【資料 2-4-5】	表彰（学友会長・後援会長賞に関する申し合わせ事項）	
【資料 2-4-6】	東北生活文化大学および東北生活文化大学短期大学部における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領	【資料 2-2-10】と同じ
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1-①】	学生便覧 P. 162～172（教室・研究室等の配置図）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-1-②】	学生便覧 P. 137（図書館利用案内）	【表 2-11】と同じ
【資料 2-5-1-③】	学生便覧 P. 145（OA 実習室利用案内）	【表 2-12】と同じ

東北生活文化大学

【資料 2-5-2】	東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部安全管理委員会規程	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生による授業改善アンケート実施要綱	
【資料 2-6-2】	学生対象アンケート調査結果	
【資料 2-6-3-①】	東北生活文化大学自己点検・評価委員会規程第 7 条	
【資料 2-6-3-②】	学生代表からの意見聴取結果	
【資料 2-6-4】	NAVIBOOK2020（奨学金制度） P. 13	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 2-6-5】	学友会会則 2020 学生便覧 P. 149	【資料 F-5】と同じ

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名および該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	大学ホームページ（ディプロマ・ポリシー）	【資料 F-13】と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	大学ホームページ（カリキュラム・ポリシー）	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-2-①】	カリキュラム・マップ	
【資料 3-2-2-②】	大学ホームページ（カリキュラムチャート）	
【資料 3-2-3】	授業概要（シラバス）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-4】	大学ホームページ（履修モデル）	
【資料 3-2-5】	東北生活文化大学学則（第 11 条別表 I）	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-6】	2020 学生便覧（IV. 履修の方法等）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-7】	「学生による授業改善アンケート」授業評価優秀者表彰の候補者推薦要領	
【資料 3-2-8】	公開授業実施要綱・公開授業参観メモ（様式）	
【資料 3-2-9】	研修実施要項（教授会資料）	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	学生対象アンケート調査結果	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-3-2-①】	東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部 FD 委員会規程	
【資料 3-3-2-②】	平成 30 年度 FD 活動報告書	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	東北生活文化大学教授会規程	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 4-1-2】	三島学園職務権限規程	
【資料 4-1-3】	教授会における意見聴取事項	

東北生活文化大学

4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	東北生活文化大学教員候補者選考規程	
【資料 4-2-2】	東北生活文化大学候補者選考委員会内規	
【資料 4-2-3】	令和元年度東北生活文化大学教授会議事要録	
【資料 4-2-4】	令和元年度理事会議事要録	
【資料 4-2-5】	東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部 FD 委員会規程	【資料 3-3-2-①】と同じ
【資料 4-2-6】	COC+ 協定書（写）	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部 SD 研修に関する規程	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部研究奨励賞募集要項	
【資料 4-4-2】	東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部教育改革推進研究奨励賞要項	
【資料 4-4-3】	東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部研究倫理規程	
【資料 4-4-4】	東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部研究活動における不正行為への対応等に関する規程	
【資料 4-4-5】	東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部における公的研究費の不正防止計画	
【資料 4-4-6】	授業概要（シラバス「スタディスキルズ」）	【資料 F-12】と同じ
【資料 4-4-7】	東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部における公的研究費の管理及び監査に関する規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人三島学園寄附行為（第 3 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	三島学園教職員倫理綱領	
【資料 5-1-3】	東北生活文化大学教授会規程	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 5-1-4】	大学要覧	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 5-1-5】	2020 学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-6】	広報 TSB	【資料 2-3-6】と同じ
【資料 5-1-7】	キャンパス・ハラスメントの防止に関するガイドライン	
【資料 5-1-8】	個人情報保護規則	
【資料 5-1-9】	個人情報保護規則施行細則	
【資料 5-1-10】	学校法人三島学園特定個人取扱規程	
【資料 5-1-11】	学校法人三島学園公益通報者の保護に関する規則	
【資料 5-1-12】	学校法人三島学園内部監査規程	
【資料 5-1-13】	学校法人三島学園就業規則（第 4 章第 36 条第 2 項第 5 号）	
【資料 5-1-14】	学校法人三島学園防災管理規程	

東北生活文化大学

【資料 5-1-15】	事故処理内規	
【資料 5-1-16】	学校法人三島学園安全衛生管理規程	
【資料 5-1-17】	学校法人三島学園衛生委員会規程	
【資料 5-1-18】	学校法人三島学園毒物・劇物取扱規程	
【資料 5-1-19】	東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部災害時行動基準	
【資料 5-1-20】	防災カード	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人三島学園寄附行為（第 16 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人三島学園寄附行為細則（第 5 条、第 6 条、第 12 条）	
【資料 5-2-3】	中期将来構想（計画）	【資料 1-2-7】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人三島学園寄附行為細則（第 6 条第 1 項、第 2 項）	【資料 5-2-2】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人三島学園組織運営規程	
【資料 5-3-3】	東北生活文化大学教授会規程	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 5-3-4】	学校法人三島学園寄附行為（第 7 条、第 19 条～第 25 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-5】	学校法人三島学園監事監査規程	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	事業計画書	
【資料 5-4-2】	学校法人三島学園財務委員会規程	
【資料 5-4-3】	学校法人三島学園教育振興会会則	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人三島学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人三島学園監事監査規程	【資料 5-3-5】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	東北生活文化大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	東北生活文化大学自己点検・評価委員会規程	【資料 2-6-3-①】と同じ
【資料 6-1-3】	東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部内部質保証に関する規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	PDCA 様式	
【資料 6-2-2】	推進事業計画様式	
【資料 6-2-3】	大学ホームページ（機関別認証評価）	
【資料 6-2-4】	東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部 IR 室規程	
【資料 6-2-5】	FACT BOOK	

6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	PDCA 様式	【資料 6-2-1】と同じ
【資料 6-3-2】	推進事業計画様式	【資料 6-2-2】と同じ
【資料 6-3-3】	学生代表からの意見聴取様式	
【資料 6-3-4】	令和元年度エンロールマネジメント	

基準 A. 地域貢献および連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域貢献および連携の推進		
【資料 A-1-1】	地域連携委員会規程	
【資料 A-1-2】	三島学園産学連携協議会会則第 2 条	
【資料 A-1-3】	大学ホームページワクワクぷろじえくと（地域連携）	
【資料 A-1-4】	COC+ 協定書（写）	【資料 4-2-6】と同じ
【資料 A-1-5】	東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部公開講座・生涯学習委員会規程	
【資料 A-1-6】	鶴岡織物工業協同組合協定書（シルクプロジェクト）	
【資料 A-1-7】	青苧復活夢見隊協定書	
【資料 A-1-8】	出前授業	
【資料 A-1-9】	ファッションカレッジリーフレット	
【資料 A-1-10】	家庭科教員申込書	
【資料 A-1-11】	東北生活文化大学 6 号館ギャラリー使用規程	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。